令和2年度

県の施策等に関する重点要望事項

◆ 佐世保市

佐世保市政の推進につきましては、かねてから格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の経済においては、景気は穏やかな回復を継続していますが、 地方においては、未だ景気の実感を得ることができない状況にありま す。

このような中、平成28年に中核市移行した本市は、以後、2つの日本遺産や世界遺産登録、世界で最も美しい湾クラブ加盟、国際クルーズ拠点形成港指定、そして平成31年4月には本市を中心市とした「西九州させぼ広域都市圏」を形成するなど、元気な地方都市として我が国経済の足腰を支えるべく、その取組を進めており、さらに今後は、特定複合観光施設(IR)誘致を実現させ、国際競争力の高い魅力ある都市への飛躍を目指している所でございます。

御承知のとおり、本市には、陸上・海上自衛隊、及び米軍という三種の基地が混在し、かつ有人国境離島を有しているなど、国防上の見地からも非常に重要な役割を果たしておりますが、その性質上、市単独では解決できない課題が山積しておりますことから、このことは県の課題でもあることを御理解いただき、思いを一にしながら、共に国に働きかけていただきますようお願いいたします。

以下に掲げております要望事項は、IRの誘致や、石木ダムの建設 促進をはじめとした、令和2年度において特に御高配をいただきたい ものであり、さらには、県御当局を通じまして、国に対しましても御 支援をお願いいたすものでございます。

貴局におかれましては、これらの課題を共有いただき、その実現及 び促進につきまして、格段の御高配を賜りますよう切にお願い申し上 げます。

令和元年 6月

佐世保市县 朝 展 则 男

佐世保市議会議長 崎 山 信 幸

目 次

【本	中の敢里点誅趙』
(生)	活基盤関連事項)
1	石木ダムの建設促進について・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(基)	地関連事項)
1	佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還など
	佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について・・・・・・・・ 3
2	自衛隊による崎辺地区の利活用について・・・・・・・・・・ 9
3	前畑崎辺道路の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・ 13
(国)	際クルーズ拠点港関連事項)
1	佐世保港における国際船誘致について・・・・・・・・・・・・ 15
2	「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する
	佐世保港におけるCIQの対応支援について・・・・・・・・・ 16
3	佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する道路整備について・・・・・・ 17
(経)	済・観光関連事項)
1	当地域への特定複合観光施設(IR)導入に係る
	県市一体となった推進について・・・・・・・・・・・・・・ 20
2	企業誘致等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(主	要交通網関連事項)
1	西九州自動車道の整備促進について・・・・・・・・・・・・・ 22
2	一般国道205号の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・ 25
3	佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に入れた
	JR佐世保線等の輸送改善について・・・・・・・・・・・・ 28

【離島地域の振興】

1	離島地域の医療対策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
【農	林水産業の充実】	
1	農村地域防災減災事業の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	畑地帯総合整備事業の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
3	鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
【保化	健・福祉・医療の充実】	
1	佐世保地域の医師等医療従事者の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	佐世保市総合医療センター宇久診療所運営に対する県の支援について・・・	36
3	佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援について・・・・・	38
安全	全を支える環境整備】	
1	急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2	特殊地下壕対策事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
3	二級河川の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
【教育	育・文化の充実】	
1	県北地域における文化芸術の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
2	県立武道館の機能拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
3	地域ニーズに即した高等学校教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
【快)	適な生活と交流を支える基盤整備】	
1	幹線道路の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の	
	渋滞・交通安全対策とまちづくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
3	地域の足であるバス等に対する支援の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
4	地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための支援策の充実について・・・	64

本市の最重点課題

(生活基盤関連事項)

1 石木ダムの建設促進について

本市としましては、<u>県御当局との共同事業者として、永年の課題であります石木ダムの早期完成に向け、全力で取り組む所存でありますので、事</u>業の推進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

(理由)

石木ダム建設事業につきましては、地権者及び家屋移転者との補償契約の締結、代替宅地への家屋移転の促進、土地収用法における事業認定の申請、国土交通省のダム検証など県御当局のご尽力のもと、事業が進捗しているところでございます。

なかでも、平成25年9月には事業認定の告示があり、事業の必要性及び公益性が 認められたことは大きな前進となりました。

石木ダム建設事業は本市の水道水源確保対策として、本市にとって必要不可欠な最重要の施策のひとつと位置付けております。

本市は度々給水制限の実施を余儀なくされるなど慢性的に厳しい水事情にあり、市民生活や経済活動に影響を与えております。

こうした厳しい水事情は未だ解消されておらず、平成元年以降でも3回の給水制限を実施しております。平成30年は、梅雨明け以降しばらく、まとまった降雨に恵まれず、また降雨があっても近年の異常気象にみられるような局所的な降り方となり、同じ市域にもかかわらず降水量に格差が生じ、大変難しい渇水対策を余儀なくされました。従来から慢性的に水源が不足している状況に加え、こうした異常気象の進行を鑑みると、渇水のリスクは益々高まっているものと思われます。加えて事業の長期化により、既存ダムの老朽化への対処についても、水源不足の現状では根本的な改修等が行えない状況にあります。そのような中、ダム建設の工期の変更により、完成年度がさらに延長されたことで、本市にとりましては、今後さらに渇水のリスクと老朽化の進行の課題を抱え続ける状況となりました。

ひとたび給水制限となると市民生活は勿論、あらゆる社会経済活動に大きな影響を 与えることになります。

昨今の厳しい経済情勢の中で給水制限による追い打ちがあれば、本市にとって致命 傷ともなりかねない状況であり、水源確保による諸課題の解決については、これまで 以上に予断を許さない状況にあります。 また、本市はこれまで隣接する複数の町と合併を致しましたが、水道法において同一市町村における水道事業の統合については配慮することとされております。従来から旧合併地区も厳しい水源不足の課題を抱えており、その対応も考えていく必要があり、給水サービスの平準化と水道事業の効率化を図るためにも、今後、合併地区の簡易水道等の内可能な施設を佐世保地区の水道に順次統合していく方針としております。

更に、本市は平成28年4月に中核市に移行し、県北地域の要衝の地としての役割が大いに期待されており、これを支える水道インフラの整備が急がれるところです。 また、国からも国防の安全保障の観点から安定的な給水を求められております。

石木ダムは、本市がこれまでに様々な水源確保対策の調査・検討を重ね、このような水事情を抜本的に改善できる最も有効な方策として推進してきているものでございます。

県御当局におかれましては、本市が抱えている水事情の諸課題への御理解と工程どおりの確実な石木ダム完成に向けた一層の建設促進をお願いするとともに、完成時期の変更により本市が今まで以上のリスクを抱え続けることとなりますことから、これまでも県水行政及び河川行政においては、渇水に陥った際には臨時的な水源からの用水の確保や取水・送水施設の設置などの支援策に御尽力をいただいてきたところではありますが、これからもこれまで以上に緊急時の際には御支援を賜りますよう改めてお願いいたします。



総事業費 本市負担 アロケーション 285億円 約100億円 35.0%

土地補償地権者 全体 121世帯 契約 105世帯(86.8%)

水没家屋移転者 全体 67戸 契約 54戸(80.6%)

(**所 管**) 土木部河川課 環境部水環境対策課

(基地関連事項)

1 佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還など 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還など佐世保港における すみ分けにつきましては、基地政策の最重要課題であると強く認識して おりますので、<u>国防という極めて重要な国策に協力しております本市の</u> 実情を御理解いただき、県とされましても格段の御支援をお願いいたし ます。

- 1 「新返還6項目」の早期実現〔佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還等〕
- 2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決
 - (1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組
 - (2) 佐世保港の整備に関する取扱

(理由)

国防及び日米の安全保障にかかる負担は、国民全体が等しく負うべきものと考えておりますが、現実的には、一部の地域が負担せざるを得ないことも認識しつつ、佐世保市は、安全保障の重要性に鑑み、基地が所在するどこの都市よりも、これまで国策に協力してまいりました。

一方で、<u>基地等が所在することによる負担及び様々な問題も抱えております。</u> 特に、佐世保港については、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の 施設が混在しており、それぞれが十分に機能を発揮できず、さらには、日々の生活を 営む市民にも様々な影響を与えております。

- 1 「新返還6項目」の早期実現
 - ◎本市が早期実現を要望している「新返還6項目」
 - ①佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還
 - ②赤崎貯油所の一部(県道俵ケ浦日野線の改良にかかる地域)の返還【完結】
 - ③旧米海軍専用鉄道側線(旧ジョスコー線)の返還
 - ④赤崎貯油所の一部(佐世保重工業株式会社の一時使用地区)の返還【完結】

- ⑤立神港区第1号~第5号岸壁の返還
- ⑥制限水域全面の返還(但し、緩和を含む。)

佐世保港には、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、それぞれが機能を十分に発揮できない状況にあります。

このようなことから、港のすみ分けと密接不可分の関係にある「新返還6項目」の早期実現を目指して、今日まで市民と議会、行政が一体となり国等に対し要望を続けてまいりました。国とされても、このような地域の実情に鑑み、御尽力いただいているものと考えております。

さて、本市における基地問題の最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還につきましても、平成23年1月、日米合同委員会で合意されたところであります。

前畑弾薬庫は、その跡地を本市の公共的利用または産業の振興等に活用するため、市民の悲願として、返還を強く要望してまいってきたところであり、現在、国からは弾薬庫移設に係る配置検討等を進め、今後は、これら検討の結果を踏まえた日米間の協議を加速していくと説明を受けております。

しかしながら、日米合同委員会合意から既に8年が経過しているものの、具体に至っていないという感が否めないところであり、針尾島弾薬集積所への移転・ 集約について、苦渋の決断により御理解いただき、条件を付しての協力をいただいている関係地域・団体からは、事業進捗に対する適時適切な説明会の開催や、 移設に伴う負担軽減、地域振興等を求める声が大きくなっております。

そのような中、本市といたしましては、関係地域・団体からの要望に対し、真 摯に協議を重ねながら、一部、防衛補助事業の活用もある中、一定、市の一般財 源をもって、移転先の環境整備について取組を進めているところであります。

さらに今般、本市による前畑弾薬庫返還跡地の利用構想を策定するとともに、 移転先である針尾島弾薬集積所周辺における今後の交通事情の見込を踏まえ、道 路に係る検討を行ったところであります。

1-1前畑弾薬庫跡地利用構想の策定について

前畑弾薬庫については、市民の悲願として、これまで返還を強く要望してまいったところですが、平成30年3月にあらためて現時点における市としての跡地利用の基本的な考え方を前畑弾薬庫跡地利用構想としてとりまとめました。

そこでは、中心部に隣接する高い立地性、100年の時を刻む国内唯一無二の歴史的資産価値のある弾薬庫群(日本遺産)、豊かな自然環境など、前畑弾薬庫跡地が有する非代替的な価値、ポテンシャルを守り、活かすことを基本理念として、交流人口の拡大と雇用の創出を図るという地方創生の一つの起爆剤としての役割

を担いつつ、同時に、佐世保の歴史を物語るシビックプライドの象徴としての土 地利用を展望し、構想の実現に向け一日でも早い返還を要望するものです。

構想の策定にあたっては、市民主体のまちづくりの観点も踏まえながら、さまざまな立場の方から幅広く御意見等を伺うために、産業分野の代表者、学識経験者、建築士などの資格を持つ技術的専門家、近隣の地域住民の代表者、公募による市民、そして国の関係行政機関といった21名の委員で構成する「前畑弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議」を設け、市民アンケートや関係者ヒアリングなど意見集約のための種々のプロセスも経て、まさに市民の返還に向けた切実な思いや気運の高まりを具現化する形で策定したものでございます。

県とされても、本構想の趣旨を御理解の上、改めて移転・返還の早期実現に対 する本市の思いを共有していただき、国による重点的な予算配分など、一日も早 い事業進捗に向けて御支援を賜りますようお願いいたします。

●跡地利用の基本的な考え方について(本構想抜粋)・・・別紙資料のとおり

1-2針尾島弾薬集積所と国道205号(針尾バイパス)を直結する道路について

一方で、前畑弾薬庫の移転先である針尾島弾薬集積所が所在する江上地区におきましては、現在も弾薬運搬等の防衛施設関係車両が地域の生活道路を通行しておりますが、将来、弾薬庫の移転・集約に係る工事や、その後の弾薬庫としての運用により、今以上に車両の通行頻度の増加が見込まれ、地域住民の日常生活への更なる負担が懸念されます。

本市におきましては、地域住民からの強い要望を受け、生活道路とは別に防衛施設関係車両が通行するための新しいルートの調査・検討を行い、平成29年6月、九州防衛局へ検討結果を提示したところであります。

そのような中で、平成28・29年度に実施した針尾島弾薬集積所への弾薬庫 等移設に係る配置検討結果を踏まえた工事用道路に関する検討が、平成30年度 から2か年に亘って実施されていると国から聞き及んでおります。

つきましては、針尾島弾薬集積所が所在する地域住民の安全・安心の確保と、 将来に亘る円滑な基地運営を図るため、本市の検討結果をはじめとする地元の意 向が十分に尊重され、当該工事用道路は工事終了後も、恒久的に防衛施設関係車 両が通行するための専用道路として、国において整備されることにつきまして、 御支援を賜りますようお願いいたします。

●針尾島弾薬集積所と国道205号(針尾バイパス)を直結する道路 (佐世保市構想ルート) ・・・別紙資料のとおり

また、現在まで「新返還6項目」のうち赤崎貯油所に関連する2項目が完結を みており、さらに平成25年6月、日米合同委員会において返還合意されており ました、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背 後地について、平成26年2月、米側から日本側へ返還され、同年7月、国から 佐世保重工業株式会社へ売却されました。佐世保港のすみ分けがいっそう進展す るよう、更なる御支援を賜りますようお願いいたします。

2 基地等が所在することによる諸課題の早期解決

(1) 港内制限水域における漁業者の生活安定の取組

佐世保港区内における80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されており、漁業活動に支障をきたしております。漁業者からは、提供水域における各種制限の設定で、自由に漁労ができないことに対する漁業損失補償という制度ではなく、生活保障的なものを求める声が大きく、制度の改善、見直しなどを特に要望するものです。

(2) 佐世保港の整備に関する取扱

佐世保港に関しましては、先の大戦後、連合国軍の一員として米海軍が進駐し、その後、米海軍佐世保基地が創設される一方で、貿易港、給油指定港、食糧輸入港の指定を受け、さらには、昭和26年、国内産業の開発上、特に重要な港湾として準特定重要港湾の指定を受けるなど、商港機能の向上に努力し、平和産業港湾都市として大きく歩み始めました。しかしながら、昭和25年に勃発した朝鮮戦争により、外貿用の大型係船岸壁すべてを含む施設の大半が連合国軍に再接収され、今日の米海軍佐世保基地の礎が築かれるとともに、海上自衛隊佐世保地方隊も所在することから、商港としての機能整備に大きな支障をきたしております。

佐世保港を活用した地域経済の発展を考える上で、商港機能の整備・充実は不可欠であり、平成29年7月の「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、東アジアからのゲートウェイ機能を有した港湾として発展することを目指しているところです。

その上で、今後の佐世保港の整備要望に関しましても、佐世保港が、軍商二本立てとして共存・共生での運用を図らなければならなかったという歴史上の経緯や、制限水域により自由に利用できる水域が狭隘であることなど、国防に協力する本市の現状をお汲み取りいただき、引き続き、国への働きかけ等、御支援を賜りますようお願いするものです。

【新返還6項目の進捗状況】

- 1 佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還
 - ・平成17年10月4日、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会の第1回 会合で日本側の要望である「前畑弾薬庫の移転・返還」について日米間の協議開始
 - ・平成17年12月19日、施設調整部会の第2回会合で「前畑弾薬庫の移転・返

還」について集中的に論議

- ・平成19年6月15日、施設調整部会の第3回会合で、前畑弾薬庫の針尾島弾薬 集積所への移転整備に関し、日米間の認識が一致した基本的考え方が示され、跡 地の返還についても初めて言及される
- ・平成21年4月7日、関係するすべての団体から「移転に関し協力する」との回答が得られる
- ・平成21年4月23日、市として国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨 を回答
- ・平成21年6月19日、施設調整部会の第4回会合で、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致
- ・平成23年1月17日、日米合同委員会で合意
- 2 赤崎貯油所の一部(県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域)の返還 ※ 平成17年1月20日、返還完了
- 3 旧米海軍専用鉄道側線(旧ジョスコー線)の返還
 - ・ 平成16年12月21日、佐世保重工業㈱東門~西門について日米合同委員会 で返還の基本合意
- 4 赤崎貯油所の一部(佐世保重工業㈱の一時使用地区)の返還
 - ・ 平成16年12月21日、日米合同委員会で返還の基本合意
 - ・ 平成19年3月26日、第28回旧軍港市国有財産処理審議会において、米国政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業㈱へ売払うことを承認
 - ・ 平成20年3月13日、日米合同委員会で返還合意※ 平成21年3月17日、返還完了
- 5 立神港区第1号~第5号岸壁の返還
 - ・ 平成16年12月21日、3・4・5岸の一部について、日米合同委員会で返還 の基本合意
 - ※ 平成22年3月30日、当該岸壁返還の前提となるジュリエット・ベースン 内の新岸壁完成
 - ・ 平成22年10月1日、3・4・5岸の一部について、佐世保重工業㈱が取得要 望書を提出
 - ・ 平成22年11月26日、佐世保重工業㈱に対して売払うことについて、佐世 保市として異存がない旨、福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所に副申書 を提出
 - ・ 平成23年5月20日、第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、米国

政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業㈱へ売払うことを 承認

- ・ 平成25年6月13日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の 一部及びその背後地について、日米合同委員会で返還合意
 - ※ 平成26年2月4日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁 の一部及びその背後地について返還完了
- ・ 平成26年5月22日、第36回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港 区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地の売却価格 について承認
- ・ 平成26年7月11日、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の 一部及びその背後地について、国から佐世保重工業㈱へ売却
- 6 制限水域全面の返還(但し、緩和を含む。) 「返還実績〕
 - ・ 平成16年 1月23日、ジュリエット・ベースン岸壁整備に伴う水域返還
 - ・ 平成16年12月28日、横瀬地区LCAC施設整備に伴う水域返還
 - ・ 平成21年 3月17日、佐世保重工業㈱が一時使用していた赤崎貯油所の一部土地の前面水域(約3.8ha)返還



(所 管)

危機管理課 水産部漁業振興課

前畑弾薬庫跡地の ポテンシャル

建造物群が現存する弾薬庫としての 唯一無二の歴史的価値

●明治 21 年(1888 年)に最初の火薬 庫が完成してから現在に至るまで一 貫して火薬庫(弾薬庫)として使用さ れてきた希少な歴史と、建物群とし て現存している国内唯一の場所

100 年の歴史を刻む原生林が 残る豊かな自然環境

●100 年以上手つかずの自然・原生 林が残る市内でも貴重なエリア。海 から見た美しい景観も形成

中心部に隣接する 高い立地ポテンシャル

- ●市街地または港の玄関口(佐世保 駅・離島航路発着場)から約10分の 好立地場所
- ●中心部でまとまった敷地を確保でき る貴重な場所

歴史的価値の保全・継承と 本市の経済・交流の活性化を加速させる 大きなチャンス!

《本市を取り巻く社会情勢》

交流人口拡大による地域経済活性化の 大きな契機、地方創生への取組

- ●国際旅客船拠点形成港湾の指定
- ●IR 構想の推進
- ●旧軍港4市の日本遺産の認定
- ●長崎と天草地方の潜伏キリシタン関 連遺産の世界遺産登録への期待
- ●成長可能性ランキング 全国 10 位に ~将来に向けた大きな可能性~

市民の憩い・集える場としての大きな期待

- ●市民アンケート調査(Web 調査)により 集客施設等への活用に期待(割合が 最も高い)
- ●同調査にて回答した市民の約4割が 「市民の憩い・集いの場」としての活用 を望む[港内の臨海部において、都市 機能上求められる市民に開放された親 水空間がほとんどない〕

基本理念

優位性・ ポテンシャル

◎佐世保駅から2㎞圏

内に位置する観光拠点の

◎佐世保では唯一の歴史的建造物・自然・景観が

○ ○ ○ ○○ 歴 隣 中 佐

歴史的資味を出る。

源工はな

ーイ

タ

か

0

0

m

の 立

ぶとビジネス 工業地域とのまし

スのとま

う性

新

たな可能性

弾薬庫の歴史的資産価値

(日本遺産)と豊

かな自然環境を守り・活かし

本市の交流

〜本市待望の臨海部における平和産業港湾都市にふさわ

「新たな※シビックプライド拠点」の誕生へ

口拡大と雇用創出を加速化させる土地利用を展望する

基本コンセプト (2パターンの将来展望)

土地利用のテーマ・基本方針

将来展望 A

自然的・歴史的資源を活かした 新たな交流拠点の創出









(仮称)日本遺産「佐世保鎮守府」(近代化遺産) の重点集客エリアとしての魅力向上と周遊形成

豊かな緑地環境及び海からの景観を保全し、また弾薬 庫の歴史的資産価値(近代化遺産)を活かし、遊歩道 等の整備によるアクセス性と回遊性を高め、新たな交 流機会の創出を図る。

- (1)建物群〔弾薬庫(近代化遺産)〕の保全・継承
- ②建物のリノベーション等による集客・交流施設 の誘致等
- ③イベントなど多目的広場として使用できる公 共用オープンスペース
- 4 自然景観の保全

2つの活用イメージ

将来展望 B

立地環境を活かした 産業活性化·雇用創出拠点



立地環境を活かした 企業等の誘致・立地による雇用創出

隣接する工業地域との連携を視野に、企業等の誘致・ 立地により産業創出を図るとともに、必要に応じて岸 壁整備等を行い港の振興を図る。

- ①立地環境を活かした企業等の立地・誘致。必 要に応じて岸壁整備等により港湾利用の推
- ②建物群〔弾薬庫(近代化遺産)]の保全・継承
- ③イベントなど多目的広場として使用できる公 共用オープンスペース
- 4 自然景観の保全

【注釈】シビックプライド・・・直訳すると「都市の誇り」。ここで言う「シビックプライド」とは、旧日本海軍の鎮守府が置かれてからの自然環 境や建物など往時の姿が偲ばれ、国内唯一無二の 100 年超の歴史を刻む、戦後最大の返還跡地の利用に関して、市 民の期待が高く、また市民にとって象徴的な場所(空間)となることを意図して表現したもの。

将来展望 A

自然的・歴史的資源を活かした新たな交流拠点の創出

(仮称) 日本遺産「佐世保鎮守府」(近代化遺産)の 重点集客エリアとしての魅力向上と周遊形成



将来展望 B

立地環境を活かした産業活性化・雇用創出拠点

立地環境を活かした企業等の誘致・立地 による雇用創出



(効果イメージ)

《類似事例による効果イメージ》 赤レンガパーク(舞鶴市) 同水準の来訪者数の場合



赤レンガパーク(舞鶴市)

46億円

(11,662円/人・日帰り)を乗じた場合

経済的効果 (集客40万人/年の場合)







(効果イメージ)

◎抜群の自然景観や個性的な建築物群は、IT 系企業をはじめ、SOHO(デザイン系など)、クラフト系企業などの活用に最適 ◎佐世保産業に新たな風を起こすベンチャー育成等の<u>"ビジネス・コミュニティビレッジ"</u>としての活用を展望







10年で100社の起業を目標!

活用可能な約30棟を3年間利用可能な インキュベーション施設として利用した場合

(基地関連事項)

2 自衛隊による崎辺地区の利活用について

本市崎辺地区においては、我が国の防衛政策における「南西地域の防衛態勢の強化」という方針のもと、平成26年3月に自衛隊による施設整備構想が示され、平成29年度から本格的な整備事業が進められているところであります。

そのような中、崎辺西地区においては、平成31年3月に陸上自衛隊の水陸両用車部隊を配備する崎辺分屯地が開設され、また隣接する崎辺東地区においては、海上自衛隊による利活用計画に係る設計に要する経費が令和元年度の防衛省予算に計上されております。

本市といたしましては、<u>我が国を取り巻く昨今の国際情勢や、佐世保</u>の地勢的位置を鑑みますに、本市に所在する海上自衛隊及び陸上自衛隊の果たす役割は、今後ますます増大していくものと認識しており、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、できる限り協力・支援を図ってまいる所存であります。

国に対しましては、引き続き自衛隊による崎辺地区の利活用を着実に推し進めていただく中で、佐世保港港湾計画の存在を注視しながらも、可及的速やかに関係者と調整の上、崎辺分屯地における具体的な運用計画の提示や崎辺東地区の施設整備に伴う佐世保港のすみ分けの促進について要望いたしておりますので、県とされましても、格段の御支援をお願いいたします。

(理 由)

本市は、南西地域に近いという地勢的要件から、日本西端の防衛の要衝として明 治22年の旧海軍鎮守府の開府とともに発展し、今日に至っております。

加えて、佐世保市民は、国防並びに安全保障という国家の基幹である政策に関し、明治期以降、戦前・戦後を通じて今日まで、できうる限りの協力をしてまいりました。

このような基地との共存・共生の考えの下、市、市議会及び経済界の三者は、国に対し、LCAC移転後における崎辺地区跡地について、日本側への返還と海上自衛隊による利活用を要望し、更には、国による潜水艦の増隻方針を受け、潜水隊群の佐世保配備を要望いたしました。

このことに対する国からの回答としまして、平成26年3月、潜水艦部隊の佐世保配備計画はないとした上で、崎辺東地区については、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想を示され、また、相浦駐屯地に水陸機動連隊の一つを配置することに併せて、崎辺西地区に水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想が示されました。

崎辺西地区につきましては、平成27年12月、佐世保重工業株式会社と国との間で、崎辺西地区に係る土地売買契約が締結され、その後、国におかれては関係機関との調整等を経て、平成29年4月から施設整備工事に着手され、平成30年3月に新編された水陸機動団隷下の水陸両用車部隊が配備される陸上自衛隊崎辺分屯地として平成31年3月に開設されました。

また、崎辺東地区につきましては、平成27年8月、日米合同委員会において、米 海軍LCACの暫定駐機場として使用されていた崎辺海軍補助施設について、当該施 設内に所在する消防訓練施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、本施設全 部を日本側へ返還することが合意されました。

現在、赤崎貯油所における消防訓練施設の移設に係る工事進捗が図られており、また、崎辺東地区においては、崎辺西地区に配備された水陸両用車部隊との連携を図るべく、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留することが可能な大規模岸壁等の整備及び陸上部分における補給倉庫等の後方支援施設整備が計画されており、それらの設計に係る経費が、令和元年度予算計上されているところです。

国に対しましては、引き続き自衛隊による崎辺地区の利活用を着実に推し進めていただく中で、崎辺分屯地における具体的な運用計画の提示や崎辺東地区の施設整備に伴う佐世保港のすみ分けの促進について要望いたしておりますので、県とされましても、格段の御支援をお願いいたします。

また、本市といたしましては、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、今後ともできる限り協力・支援を図ってまいる所存であります。

なお、将来新たな潜水隊群が計画されることとなりました際には、改めて佐世保 配備について御支援賜りますよう重ねてお願いいたします。

【崎辺地区の経緯】

(戦前) 旧海軍が第21海軍航空廠崎辺地区として使用

昭和20年 9月24日 連合国軍が接収。通信施設、倉庫、野積場、ゴルフ場と して使用開始

昭和49年 2月 7日 崎辺の全面返還が日米合同委員会で正式合意

昭和49年12月26日 崎辺地区返還

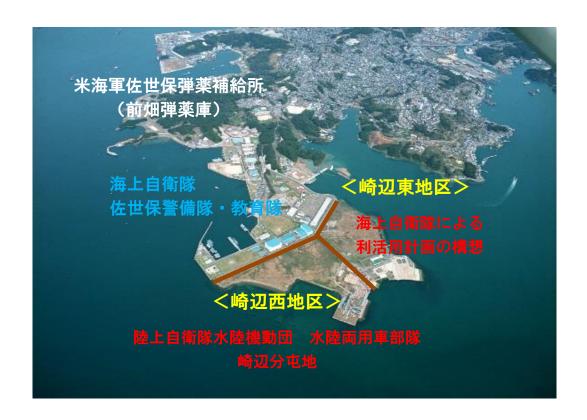
昭和59年12月20日 米側が施設特別委員会で崎辺東側の再提供を要求

昭和60年 6月21日 「第11回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎

辺東地区の米軍への再提供が承認される

昭和60年 7月 5日 崎辺東地区の米軍再提供を日米合同委員会で合意

平成	元年		崎辺東地区の海自桟橋計画を港湾計画に位置付け
平成	6年	9月19日	佐世保港内でLCAC初運用
平成	7年	6月30日	崎辺海軍補助施設(崎辺東地区)において、米軍がLCA
			Cの運用を開始
平成1	1年	2月 5日	「第22回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎
			辺西地区を艦艇船修繕用ドック等、造船所敷地として佐
			世保重工業㈱への売払いを承認
平成1	8年	4月14日	「第27回旧軍港市国有財産処理審議会」において、崎
			辺西地区の用途変更承認 (塗装工場等への変更)
平成2	1年	7月 1日	「崎辺地区の利活用に関する決議」を議決
平成2	1年	7月 2日	「崎辺地区の利活用に関する要望書」を防衛大臣、海自
		~3 日	佐世保地方総監、九州防衛局長、長崎県知事等へ提出
平成2	2年1	1月25日	海上自衛隊による崎辺地区の利活用をより具体化する
			ものとして潜水隊群の佐世保配備を要望
平成 2	2年1	2月15日	「海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化する潜
			水隊群の誘致に関する意見書」を議決
平成2	2年1	2月20日	市、市議会及び経済界の三者で「海上自衛隊潜水隊群の
			誘致に関する要望書」を防衛大臣等へ提出
平成2	4年1	2月19日	LCAC移転先である横瀬LCAC施設の提供及び水
			域の変更について日米合同委員会で合意
平成2	5年	2月 1日	横瀬LCAC施設の提供及び水域の変更について閣議
			決定、並びにLCAC施設の提供手続きが完了
平成2		3月 5日	LCACが崎辺東地区から横瀬LCAC施設に移転
平成2	6年	3月24日	政府が崎辺地区の利活用に係る基本的な構想を本市へ
			説明
平成 2	7年	8月 6日	
			区)に関して、当該施設内に所在する消防訓練施設を赤
			崎貯油所に移設することを条件として、本施設全部を日
			本側へ返還することについて日米合同委員会で合意
半成 2	7年1	2月11日	佐世保重工業㈱と国との間で、崎辺西地区に係る土地売
- 5 -			買契約が締結
平成3	0年	3月27日	水陸機動団新編(水陸両用車部隊については相浦駐屯地
	- H	0 0 0 0 0	暫定配備)
平成3	1年	3月26日	水陸機動団隷下の水陸両用車部隊を配備した陸上自衛
			隊崎辺分屯地開設



(所 管) 危機管理課

(基地関連事項)

3 前畑崎辺道路の整備促進について

国防という極めて重要な国策に協力している本市の実情を御理解いただき、前畑崎辺道路[※]の整備促進につきまして、県とされましても格段の御支援をお願いいたします。

※当該路線は平成30年7月27日付で市道「大黒崎辺町線」として認定告示

(理由)

本市の最重点課題として、例年要望しております前畑崎辺道路の建設につきましては、昭和60年12月の海上自衛隊針尾弾薬庫の建設に伴う市有地分譲に際し、本市中心部と崎辺地区とを結ぶ重要な幹線として位置付け、本市が強く要望したものであり、昭和61年4月、佐世保市及び佐世保市議会は、当計画路線について、その一部が前畑弾薬庫施設にかかることから、国に対して一部返還を求め、同年9月には、前畑弾薬庫の一部を返還のうえ、防衛施設庁の補助事業として道路を新設するよう要請し、国からは、昭和62年12月、「道路建設に伴う施設の一部返還実現に向けて最大限の努力をする。」との回答をいただいておりました。

先般、国から自衛隊による崎辺地区の利活用構想が示されて以降、崎辺西地区においては、水陸両用車部隊の配備に向けた施設整備が平成30年12月に完了し、平成31年3月に崎辺分屯地が開設されました。また、崎辺東地区においては、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用計画が示され、それに係る設計業務費約1億3千万円が、令和元年度の防衛省の予算において計上されております。

今後、水陸両用車の運用をはじめ、具体的に自衛隊による崎辺地区の利活用が進む中で、自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、本市中心部と崎辺地区を直結する基幹道路の建設は必要不可欠であり、また、大黒・天神地区における狭隘な既存道路の交通環境にあって自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上でも、前畑崎辺道路の早急な整備が必要であると強く認識しております。

これらを踏まえ、本道路の整備について平成29年度から防衛補助事業として着手し、平成30年度は地質調査や道路設計等に取り組み、今後は工事着手を見据え着実に用地取得を進めるなど、早期完成に向け引き続き事業進捗に鋭意努めてまいる所存であります。

つきましては、県とされましても、基地との共存・共生を基調とした防衛施設の安 定的使用に関する本市の協力姿勢につきまして、十分に御斟酌いただき、重点的な予 算配分を含め、前畑崎辺道路の整備促進について、格別の御支援を賜りますようお願 いいたします。

〈事業の概要〉

前畑崎辺道路 L=約2,900m

(所管)

危機管理課

(国際クルーズ拠点港関連事項)

1 佐世保港における国際船誘致について

佐世保港三浦地区を中心とした国際航路開設や国際クルーズ客船誘致 につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

(理由)

本市は、九州圏広域地方計画において長崎・佐世保・環大村湾都市圏に位置づけられ、また、平成29年度には中核市へ移行した基幹都市であり、国際感覚・文化の蓄積を活かした西の拠点として、東アジアに近い立地特性と背後地の豊かな観光資源を活かし、東アジアへ向けたゲートウェイとなる岸壁(270m)及びターミナルビルを平成27年までに整備し運用開始しており、さらに、平成30年7月には、16万トン級のクルーズ客船が寄港可能となる、上記岸壁を100m延伸する工事が完了し、供用開始しております。また、佐世保港は、平成29年7月に「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、浦頭地区において新たに港湾施設整備を行い、令和2年4月の供用開始を目指しております。

長崎港とともに選定を受けました日本海側拠点港(国際定期旅客機能)の形成におきましては、就航予定船社との間に長崎県と連名で了解覚書を交わしている<u>釜山~佐世</u>保間の航路開設に向けた国際航路誘致や『長崎県クルーズ振興協議会(クルーズながさき)』を主体とした国際クルーズ客船の積極的誘致に向けた取組の強化と充実が必要となってまいりますので、引き続き御支援と御協力をお願いするものです。



(所 管)

文化観光国際部国際観光振興室

(国際クルーズ拠点港関連事項)

2 「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する 佐世保港におけるCIQの対応支援について

佐世保港においては、「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されたことによる、国際クルーズ客船受入れに向けたCIQの対応支援につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

(理由)

国におかれては、「観光立国実現に向けたアクションプログラム」により定めた、2020年までのクルーズ船による外国人入国者数100万人の目標を5年前倒しで実現したことから、平成28年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、目標を500万人に上方修正し、さらに、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現に向けた施策「官民連携による国際クルーズ拠点」の展開を行うこととされています。

本市は本土最西端であり、東アジアに近い地理的優位性をはじめ、背後地には豊富な観光資源が所在するなど、東アジア観光客の誘客強化を進めるうえで、大変優位な条件を有しています。

現在、本市は成長戦略プロジェクトに、「国際観光の活性化と観光都市機能の強化」を位置付けており、その玄関口となる佐世保港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。この指定を受け、令和2年4月の供用開始を目指して、佐世保港の浦頭地区に新たに岸壁の整備を進めており、平成30年7月に岸壁の延伸工事が完了し供用開始している既存の三浦地区と併せて、東アジアからのゲートウェイ機能を有した日本有数の拠点港として発展していくことを目指してまいります。

つきましては、国際クルーズ拠点として観光立国実現の一翼を担うとともに、交流人口の拡大による市内観光の活性化を図り、本市の成長戦略プロジェクトを推進するため、佐世保港の浦頭地区及び三浦地区における国際クルーズ客船受入れの際には円滑なCIQ対応支援について長崎県としてのお力添えをいただきますようお願いするものです。

(所管)

文化観光国際部国際観光振興室

(国際クルーズ拠点港関連事項)

3 佐世保港国際クルーズ拠点整備に関連する 道路整備について

政府が掲げる「2020年訪日クルーズ旅客500万人」の一助となるべく、平成29年度から国直轄事業として進めていただいております「佐世保港国際クルーズ拠点整備事業」におきまして、令和2年度から浦頭地区の供用が開始されますことから、整備効果を最大限発現するため、以下の事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 一般国道 2 0 2 号 (浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間) の 4 車線化の整備促進
- 2 一般県道俵ヶ浦日野線の不良区間(赤崎陸橋交差点〜船越町間)の 改良実施
 - ※特に赤崎陸橋~泉水田バス停間の早期改良

(関連事業:参考)

一般国道205号針尾バイパスの早期完成

(理由)

本市におきましては、成長戦略プロジェクト「国際観光の活性化と観光都市機能の強化」を掲げ、本土最西端に位置する東アジアに近い地理的優位性や背後地の豊富な観光資源を活かし、東アジア観光客の誘客強化に取り組んでいるところです。

こうした中、平成29年1月に、その玄関口となる佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

この指定を受け、佐世保港浦頭地区においては、新たな岸壁整備を行うこととし平成30年7月に岸壁を延伸し、大型の国際クルーズ船が寄港している三浦地区と併せ、東アジアからのゲートウェイ機能を有した日本有数の拠点港として発展していくことを目指しております。

浦頭地区においては、平成29年度から国直轄事業として佐世保港国際クルーズ拠点整備事業に着手していただいており、関連する施設整備を含め、国、民間クルーズ船社、港湾管理者が連携して取り組み、令和2年度4月の供用開始を目標に、鋭意事業進捗を図っているところです。

また、本市では、増加するクルーズ旅客の受け入れ態勢や市内周遊性の向上のための検討を進めており、特に、俵ヶ浦半島においては、新たな体験型観光コンテンツとして、西海国立公園「九十九島」を望む眺望の丘をコンセプトとした都市公園の整備に着手したところです。

しかしながら、国際クルーズ船の就航が本格化しますと、観光バスの増加による道路の渋滞などが懸念され、特に、浦頭地区から市内外へのアクセス路について交通環境改善を望む声が高まっています

佐世保港の国際クルーズ拠点への指定については、本市のみならず、西九州北部地域全体にも大きなストック効果が期待され、各インフラ整備のストック効果を最大限発現させるためには、既存道路ネットワークの強化が必要不可欠と考えます。

つきましては、県とされましても本市の成長戦略プロジェクトを着実かつ速やかに 推進するため、<u>国道202号の4車線化をはじめとした関連する道路事業を早期に完</u> 成していただきますよう、引き続き、御支援と御協力をお願いするものです。

〈事業の概要〉

- 1 一般国道202号(浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間) 事業概要:国際クルーズ船の就航による観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和 を図るための4車線化事業
- 2 一般県道俵ヶ浦日野線の不良区間(赤崎陸橋交差点〜船越町間) 事業概要:俵ヶ浦半島への周遊観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和を図るた めの改良事業

(関連事業:参考)

・一般国道205号針尾バイパス

事業概要:一般国道205号(大塔町~南風崎町、L=5.9km)の4車線化 事業

平成13年3月 全区間暫定2車線供用

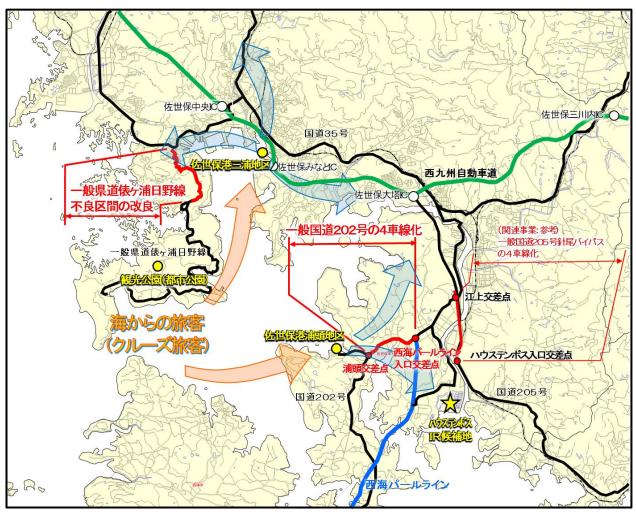
(-部区間L=1. 3 km完成4 車線供用)

平成23年3月 一部区間L=1.7㎞完成4車線供用

平成25年8月 一部区間L=0.7㎞完成4車線供用

(大塔町~指方町間L=3.7km完成4車線化済)

令和元年度 江上交差点 立体化完成予定





(**所 管**) 土木部道路建設課

(経済・観光関連事項)

1 当地域への特定複合観光施設(IR)導入に係る 県市一体となった取組の推進について

我が国における特定複合観光施設(IR)のハウステンボスを中心とした西九州地域への導入に向け努力して参りますので、引き続き県市一体となった取組につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 県市一体となった取組の推進
- 2 周辺交通アクセスの改善

(理由)

1 県市一体となった取組の推進

本市では、訪日観光客の地方への新たな流れを創出し九州観光を牽引する起爆剤として、ハウステンボスを中心とした西九州地域へのIRの導入を目指しており、官民一体となって長年にわたって研究、誘致推進活動を行うなど、当地域におけるIRの実現について切望しております。

平成29年には長崎県におかれましても、IR推進室を立ち上げられ、IR誘致推進に向けた取組を強化していただいているところであり、基礎自治体と広域自治体が一体となった取組は国内他候補地に対する優位性のひとつと考えております。

つきましては、当地域へのIRの導入に関し、九州内での合意形成および国からの 区域認定に向けた要望活動等を含め、なお一層の積極的な取組をお願いするものです。

2 周辺交通アクセスの改善

また、長崎IR基本構想有識者会議とりまとめでは、延約740万人/年の来訪者が推計されており、来訪者がストレスなくIR施設を訪問するためには、公共交通・道路等の整備を促進する必要があります。つきましては交通アクセス強化のため、長崎空港の機能強化、空港からの海上輸送の増強、周辺道路改善等の措置を講じるようお願いするものです。

(所管)

企画振興部 I R推進課、新幹線・総合交通対策課 土木部道路建設課、道路維持課、港湾課

(経済・観光関連事項)

2 企業誘致等の推進について

本市経済の活性化と雇用拡大を図るため、本市への企業誘致について、格段の御配慮をお願いいたします。

(理由)

佐世保工業団地「ウエストテクノ佐世保」は、平成26年4月分譲開始から4年半で完売することができ、すでに約800名の新規雇用が計画されるなど、今後もさらなる雇用増が見込まれます。特に、UJIターンによる採用や新卒者を含めた若者の採用など、本市地方創生の推進に大きく寄与していただいているところであります。

本市においては、さらなる地方創生を進めるため、平成28年度に着手いたしました佐世保相浦工業団地が、令和元年10月に分譲を開始することとしており、ウエストテクノ佐世保同様、団地造成完了から間をおかずして分譲が進むよう、本市といたしましても製造業の企業誘致活動に注力していきたいと考えております。

そこで、今後も<u>県・市一体となった企業誘致活動を展開していただく</u>とともに、事務系求職者の雇用を確保できるオフィス系企業誘致につきましても、更なる誘致の実現に向けて、多大なる御支援をお願いします。

(所 管)

產業労働部企業振興課

(主要交通網関連事項)

1 西九州自動車道の整備促進について

西九州自動車道の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 松浦佐々道路(松浦IC~佐々IC)の整備促進
- 2 佐世保道路(佐々 I C~佐世保大塔 I C)の4車線化の整備促進

(理由)

本市においては、これまでの西九州自動車道の整備により、全国高速道路ネットワークと直結されたことから、観光客及び観光消費額の大幅な増加が見られ、新たな企業進出による雇用創出といった「ストック効果」が見られています。

平成29年1月に、佐世保港が東アジアからのゲートウェイとして「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形成港湾」の指定をいただきました。

現在、拠点形成のために三浦地区と浦頭地区において施設整備を進めてきており、供用中の佐世保港国際ターミナル(三浦地区)においては、平成30年7月に岸壁延伸工事を完了し、すでに大型のクルーズ船を受け入れており、佐世保港浦頭地区においては令和2年4月の供用開始を目標に新たな施設整備を進めております。

これらの供用開始により、佐世保港において訪日クルーズ旅客 100 万人以上を目指すこととしており、政府が掲げる『2020 年訪日クルーズ旅客 500 万人』の実現の一助となると考えております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設(IR)の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、更には、九州新幹線西九州ルートについても令和4年度の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えようとしております。

平成31年4月に本市を中心とした11市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成されましたが、連携を支え、それぞれのインフラストック効果を最

大限発現させるためには、都市や拠点間を結ぶ重層的かつ強靭な広域道路ネット ワークが必要不可欠であり、県とされましてもその最も骨幹をなす西九州自動車 道松浦佐々道路の整備促進について格段の御支援をお願いするものです。

また、交通渋滞や事故発生率の高さなど、高速定時性や安全性の確保に課題が大きい<u>佐々ICから佐世保大塔ICにつきましては、平成30年3月に西日本高速道路株式会社による4車線化の事業許可が示され、4月からは工事着手に向け</u>加速度的に事業が進められております。

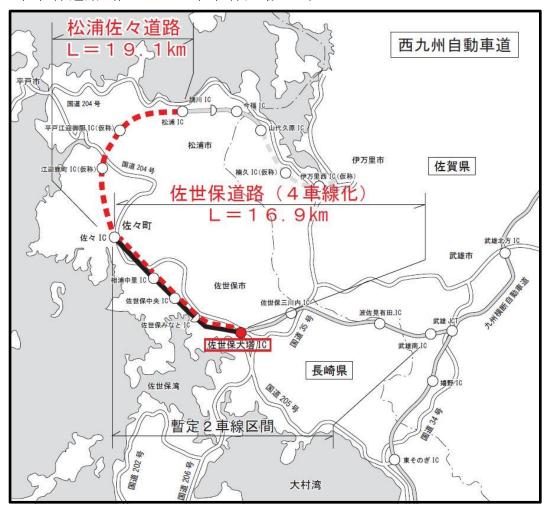
事業化に際して高速道路の無料区間を将来的に有料区間とすることを前提に 有料道路事業を導入するといった全国初の取組や、料金設定に際しての地元への 配慮など、社会資本整備審議会における知事提案によるものと、厚くお礼申し上 げます。

今後、円滑な事業進捗が図られ、段階的な供用が開始される予定である令和6年度以降は、順次課題が解決していくものと期待しておりますが、工事実施に際しては既存道路の交通への影響が想定され、市民の日常生活への影響が懸念されることから、県におかれましても<u>着実な事業進捗が図られるよう、積極的な事業</u>協力を賜りますようお願いするものです。

なお、本市区域に存する<u>各インターチェンジにおきましては、交通渋滞や通行上の危険性が高い箇所が残されており、4車線化の実現によりその課題を助長する可能性があります。</u>

特に、佐世保大塔 I Cについてはインターチェンジの構造的な影響が非常に大きく、また、佐世保中央 I Cについては近接する佐世保みなと I Cがハーフインターという構造に起因する影響が大きいと推測されますことから、各インターチェンジの状況を十分御賢察いただき、県とされましても<u>所要の調査を踏まえた検討の実施、並びに4車線化と合わせた対策の実施について格段の御支援をお願い</u>するものです。

〈事業の概要〉





(所管)

土木部道路建設課

(主要交通網関連事項)

2 一般国道205号の整備促進について

一般国道205号の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 針尾バイパスの早期完成

2 国道205号佐世保市~東彼杵町(東彼杵道路)の計画段階評価 への早期着手(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

(理由)

一般国道205号は、広域的な社会交流や地域の連携を促し、県土の均衡ある発展を図るなど地方創生の推進基盤となる本県の中枢道路です。

平成31年4月に本市を中心とした11市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成され、連携を支える広域道路ネットワークである一般国道205号は必要不可欠な道路であり、市民のみならず県北地域住民を挙げてその早期整備を渇望しています。

そのような中、地方創生を実現するための地元での取組として、平成29年1月に、 佐世保港が東アジアからのゲートウェイとして「官民連携による国際クルーズ拠点」 を形成する港湾に選定され、同年7月には、港湾法の改正に伴い「国際旅客船拠点形 成港湾」の指定をいただきました。

現在、拠点形成のために三浦地区と浦頭地区において施設整備を進めてきており、 供用中の佐世保港国際ターミナル(三浦地区)においては、平成30年7月に岸壁延伸工事を完了し、すでに大型のクルーズ船を受け入れており、佐世保港浦頭地区においては令和2年4月の供用開始を目標に新たな施設整備を進めております。

これらの供用開始により、佐世保港において訪日クルーズ旅客100万人以上を目指すこととしており、政府が掲げる『2020年訪日クルーズ旅客500万人』の実現の一助となると考えております。

一方で、ハウステンボス周辺地域においては、長崎県が主体となり特定複合観光施設(IR)の誘致を目指しており、また平成30年4月に九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定され、平成30年7月には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、更には、九州新幹線西九州ルートについても令和4年度の開業を予定されているなど、本市の観光産業を取り巻く環境は大きな

変化を迎えようとしています。

今後、それぞれのインフラストック効果を最大限発現するためには、中枢道路を担 う一般国道205号に係る課題解決の必要性・緊急性が高まっています。

特に、九州主要都市(人口20万人以上)の中で、最寄り空港までのアクセス時間は、佐世保市と長崎空港間が最も長く九州ワースト1位であり、日本本土最西端に位置する本市にとって全国交通ネットワークにおける当課題の解決が急務であります。

現在、高規格幹線道路である西九州自動車道とハウステンボスを結ぶ針尾バイパス 事業が進められておりますが、その完成時期は公表されておらず、特にハウステンボ スでの大規模なイベント開催時には広範囲での渋滞が見られることから、当事業の早 期完成が望まれます。

このような国道205号の課題解決により、長崎県における広域観光ルートが形成され、その「ストック効果」は長崎県にとどまらず、連携中枢都市圏の圏域である西 九州北部地域の観光産業をはじめ、諸産業の発展に非常に大きな影響を与えるものと 考えます。

つきましては、県とされましても針尾バイパスの早期完成、及び東彼杵道路の早期 事業化に向けて、計画段階評価への早期着手について格段の御支援をお願いするもの です。

〈事業の概要〉

1 一般国道205号(大塔町~南風崎町、L=5.9km)の4車線化事業

平成13年 3月 全区間暫定2車線供用

(-部区間 L=1. 3 km 完成 4 車線供用)

平成23年 3月 一部区間L=1.7km完成4車線供用

平成25年8月一部区間L=0.7km完成4車線供用

(大塔町~指方町間L=3.7km完成4車線化済)

令和元年度 江上交差点 立体化完成予定

2 平成 6年12月16日 候補路線として指定

平成20年10月31日 東彼杵道路建設促進総決起大会開催

(於:アルカスSASEBO)

平成27年 1月31日 国道205号(東彼杵道路)建設促進大会開催

(於:東彼杵町総合会館文化ホール)

平成31年 2月12日 東彼杵道路建設促進期成会臨時総会開催

有料道路事業の活用について決議







(所 **管**) 土木部道路建設課

【本市の最重点課題】

(主要交通網関連事項)

3 佐世保市から西九州ルートへの直通運行を視野に 入れたJR佐世保線等の輸送改善について

JR佐世保線等の輸送改善につきまして、<u>県の「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえ、次の整備方策が策定されるよう、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を含め、</u>格段の御高配をお願いいたします。

- 1 九州新幹線西九州ルートの開業効果を県北地域に波及させるため、 佐世保線輸送改善県市共同調査結果に基づく、振子車両の佐世保線 への導入及び速度向上のための路盤改良等について、令和4年度の 開業に合わせるための確実な事業の推進並びに、整備費用の県によ る全額負担
- 2 肥前山口~武雄温泉間の複線化が大町~高橋間に限定されること により、佐世保~博多間の所要時間の遅延など影響を及ぼさないよ う国へ働きかけること。
- 3 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保~武 雄温泉間を含めた並行在来線問題については、一体的なものとして 取り扱うこと。
- 4 長崎市〜福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになった ときは、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通 運行を視野に入れた佐世保線の輸送改善方策の具現化
- 5 長崎県下の都市を結ぶ大村線の輸送改善及び列車の表定速度の大幅な改善

- 6 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普 通列車の運行確保
- 7 在来幹線鉄道の高速化を図る事業の補助率の嵩上げや拡充についての国への働きかけ

(理由)

九州新幹線西九州ルートにつきましては、武雄温泉~長崎間のフル規格での整備、 肥前山口~武雄温泉間の複線化を新幹線スキームで実施することとなっております が、国にご選定いただいた「官民連携による国際クルーズ拠点」である佐世保港を有 し、また、西九州させぼ広域都市圏の連携中枢都市であります佐世保市までの輸送改 善についてはまだ実現にいたっておりません。

九州新幹線西九州ルートの短絡ルートは、そもそも佐世保寄りルートで計画されていたものを、長崎県の強い求めにより県全域の利益を優先し、県北住民の苦渋の選択の結果生まれたものであるため、佐世保線は新幹線鉄道直通線同等のものと認識しております。

また、昭和49年に放射能漏れの事故を起こし、母港である青森県大湊港への帰港を拒否され、修理港探しが難航し、行き場を無くしていた原子力船「むつ」の修理のための受け入れを国から要請されたことに対し、新幹線の早期着工を第一条件としながら、当時の県知事が封印した原子炉の鍵を預かるという県の条件提示に従い、昭和53年に佐世保に受け入れたという経緯もあります。

その経緯からも、佐世保線及び大村線の輸送改善につきまして、上記の整備方策が 策定されるようお願いするものです。

佐世保線・大村線 (イメージ図)



(所 管)

企画振興部新幹線 · 総合交通対策課

【離島地域の振興】

1 離島地域の医療対策の充実について

本市離島地域における医師確保等の医療対策の充実並びに経済的負担も非常に厳しい離島地域の実情を御理解いただき、下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

1 離島の地域医療における医師等の恒常的確保対策の早急な構築について

医師の恒常的確保と勤務期間の長期化に向けて、県においてすでに実施されている医学修学資金貸与制度や自治医科大学派遣制度の活用枠の拡大等も視野に入れた確保対策の構築に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

2 <u>離島地域における各種医療施策の推進並びに離島を抱える自治体</u> への財政的支援について

昨今の医師等医療従事者の地域偏在と、近年の急速な自治体財政の疲弊のなかで、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、特段のご配慮をお願いいたします。

(理由)

離島地域における医療の確保は、住民の健康・福祉、更には地域活力全般にとって 最重要課題です。

現在、自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、小児・周産期医療、救急 医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準 の向上に努めているところです。

このような中、国において、離島並びに過疎地域等の医療確保対策の一環として、大学医学部の入学定員の増員を認めるなど、今後、離島地域にとっては非常に期待できるところです。

しかしながら、離島を抱える自治体の必死の努力にもかかわらず、昨今の医師等医療従事者の地域偏在と、近年の急速な自治体財政の疲弊のなかで、離島医療の改善は、既に限界に来ています。

また、医師不足に伴い、住民が島外の病院に入・通院を余儀なくされた場合、それに伴う身体的、精神的負担も依然として大きいところです。

県におかれましては、長崎県離島・へき地医療支援センターを設立され、本市も一部、同センターからの派遣等をいただいているところではありますが、恒常的な離島勤務医師の確保については、道半ば、といった状況です。

このような離島地域における医師確保等の医療対策の充実並びに経済的負担も非常に厳しい実情に関しまして、格段の御高配をお願いするものです。

(所管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【農林水産業の充実】

1 農村地域防災減災事業の促進について

農村地域防災減災事業の事業費の確保につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

(理由)

老朽化等により堤体からの漏水が認められるため池は、台風や集中豪雨、及び地震等で決壊する恐れがあり、ため池下流にある住宅や農地、及び公共施設等に多大な被害を与えることとなります。

平成28年度から着手していただいております佐世保地区の3箇所のため池及び、 平成30年度より着手いただいております佐世保2期地区の3箇所のため池につき ましては、特に老朽化が激しく漏水が進行しており、早急な改修が必要となっていま す。

地域住民の安全確保及び農業用水の安定的な確保による農業振興を図るためにも、早期竣工に向けた事業費の確保をお願いいたします。

〈事業の概要〉

事業名	事業名 佐世保地区 佐世保 2 期地区			区		
ため池名	六郎	柳ノ本	赤新田	道清田	二反田	鳥越
受益面積	29.6 ha	66. 3 ha	41. 2 ha	7.5 ha	5. 3 ha	13.7 ha
受益戸数	47 戸	134 戸	34 戸	12 戸	7戸	16 戸



(所 管) 農林部農村整備課

【農林水産業の充実】

2 畑地帯総合整備事業の促進について

畑地帯総合整備事業の事業費の確保につきまして、格段の御高配をお 願いいたします。

(理由)

「西海みかん」の主要産地である佐世保市南部地域においては、近年、夏場の高温・ 干ばつによる樹木の枯死などの被害が多く見受けられています。

そこで、平成27年度から針陽地区においては、当該県営事業により、かんがい施設の早期完成に向けて取り組んでいただいているところです。

また、宮長地区においても、取水可能な井戸が少ないなどのかんがい設備の不足や 農業用道路の未整備により、非効率的な営農を強いられていることから、当該県営事 業を活用した樹園地の整備に平成30年度から取り組んでいただいているところで す

つきましては、生産性の高い優良農地の確保と、担い手への農地集約の加速化につなげ、本地域の更なる農業競争力の強化を図るため、針陽地区及び宮長地区の早期完成に必要となる事業費の確保をお願いいたします。

〈事業の概要〉

県営事業 畑地帯総合整備事業 (担い手育成型)

- ・針陽地区 かんがい施設の受益面積 51.5 ha
- ・宮長地区 かんがい施設の受益面積 25.4 ha、区画整理A=8.8 ha(内数)





事業位置図

宮長地区

(所管)

農林部農村整備課

【農林水産業の充実】

3 鳥獣被害防止対策及び助成措置の拡充について

鳥獣による被害防止につきましては、国において防護・捕獲・棲み分けの3対策を総合的に推進されており、その対策に応じた助成措置も講じられています。県におかれましても鳥獣被害防止対策及び助成措置について、国の対策に沿った施策を講じていただきたく、次のとおり御配慮願います。

- 1 イノシシ捕獲報奨金制度の復活
- 2 シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設
- 3 国において実施されている、電気柵・ワイヤーメッシュ柵整備の資材 費相当分の定額補助について、<u>国に対する令和2年度以降の事業継続</u> と予算の十分な確保についての支援

(理由)

1 本市では、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が依然として深刻であり、 平成30年度の農作物被害は前年度よりも増加する見込みで、農業生産者にとっ て厳しい状況が続いています。

近年においては、農作物被害のみならず民家周辺、家庭菜園や通学路への出没といった生活環境被害も相次いでおり、人的・物的被害も発生しています。

- 一方で、毎年6,000頭を超えるイノシシを捕獲しているにもかかわらず、近年は7,000頭を超える年度もあることから、個体数の増加が懸念されます。このように、イノシシによる農作物等への被害が減少していない中において、県におかれましては、平成30年度をもってイノシシの捕獲に対する報奨金制度を廃止されたことから制度の復活を強くお願いするものです。
- 2 シカによる農作物被害、アライグマ等による生活環境被害も増加している状況でありますが、「長崎県鳥獣被害防止総合対策事業」では、現在捕獲に関する助成措置が講じられていません。捕獲強化を図るためにも<u>シカ、アライグマ、アナグマ等の捕獲報奨金の新設をお願いするものです。</u>
- 3 また、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の整備については、平成23年度から令和 元年度まで、国において資材費相当分の定額補助となっており、これにより柵の 整備が進み防護対策の強化が図られています。<u>県におかれましては、国に対し令</u> <u>和2年度以降の事業継続と予算の十分な確保を支援していただくようお願いす</u> るものです。

(所管)

農林部農山村対策室

【保健・福祉・医療の充実】

1 佐世保地域の医師等医療従事者の確保について

県における医師等医療従事者の確保対策につきましては、医療計画に 基づき御尽力いただいておりますが、これに加え、なお必要となる部分に ついては、市として独自の対応を行っているところです。医師等の確保に ついては、行政、大学、医師会等との連携が極めて重要であることを踏ま え、下記事項に関しまして格段の御高配をお願いいたします。

1 医師不足と診療科偏在の解消について

本地域における慢性的な医師不足と、地域ごと、診療科ごとの医師の偏在を解消するため、県における医師等の確保に係る取組を加速していただくと同時に、本市が行う取組につきましても趣旨を御理解いただき、大学、医師会等との調整を含め、積極的に御支援賜りますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

2 救命救急センターにおける医師の養成・確保について

佐世保市総合医療センターにおける救命救急センターでは救急専門 医の養成・確保に全力で取り組んでおりますが、本市単独での対応は困 難を極めております。県の地域医療再生計画に基づく救命救急センター 設置であり、設置決定の当事者の一員として、早急に救急専門医の養成・ 確保対策について御対応いただきますようお願いいたします。

(理由)

近年、研修医の大都市・大病院志向や、救急医療等リスクを伴う診療科の医師の減少等により、地方における医師不足と診療科の偏在が顕著となっていますが、<u>佐</u>世保地域においては、人口10万人当たりの医師数が県内平均以下であるにも関わらず、旧県北医療圏からの患者の流入が多い状況で、安定的・継続的な地域医療の提供に影響が生じております。

また、県におかれましては「佐世保市立総合病院救命救急センターの運営にかかる負担について」におきまして、医師等確保対策についても御支援下さいますことを御回答いただいておりますが、現在も定数を満たしておらず、医師の確保に苦慮しているところです。これらのことから、喫緊の課題としてその対策を要望するものです。

(所管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【保健・福祉・医療の充実】

2 佐世保市総合医療センター宇久診療所運営に対する 県の支援について

宇久診療所の将来にわたる安定的な事業運営を確保するために、県におかれましても外海離島と本土との合併を積極的に支援された経過を踏まえ、今後の診療所運営が円滑かつ継続的に行えるよう、下記事項につきまして格段の御高配をお願いいたします。

- 1 宇久診療所運営に係る県独自の補助制度新設等の財政的支援
- 2 安定的な医師確保を目的とした長崎県離島・へき地医療支援センターによる医師の斡旋・派遣

(理由)

宇久診療所につきましては、佐世保市総合医療センターの付属診療所として、合併による医療サービスの低下を招かないよう、宇久地域の医療の確保に日々努めているところです。

しかしながら、宇久診療所の運営につきましては、佐世保市総合医療センターの 平成30年度予算において運営費負担金等の補助を考慮しない場合、約1億5千百 万円の収支不足が見込まれています。

宇久診療所は、約2千人の島民生活を支える島唯一の診療所であり、入院施設を担うことで多額の費用を要し、さらには、合併後の人口減少に伴う収益の減等により、非常に厳しい経営状況となっております。

医師の雇用や施設設備の整備に対する補助金はありますが、合併後の離島における医療サービスを低下させないためにも、宇久診療所の収支差を補てんする県独自の財政支援策を要望するものです。

また、宇久診療所における医師の確保につきましては、長崎県離島・へき地医療 支援センター実施の医師派遣事業により、平成18年度以降、5名の方の斡旋・派 遣をいただいていたところです。

今後も宇久診療所運営が円滑かつ継続的に実施できるよう、医師の斡旋・派遣を お願いするものです。

〈事業の概要〉

○宇久診療所の運営状況

項目	平成 18 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
外来患者数(人)	26, 090	19, 947	20, 264	20, 098
77木芯石 数(八)	20, 090	$(\triangle 6, 143)$	$(\triangle 5, 826)$	$(\triangle 5,992)$
入院患者数(人)	5, 192	2, 913	3,650	3, 872
八阮忠有剱(八)	5, 192	$(\triangle 2, 279)$	$(\triangle 1, 542)$	$(\triangle 1, 320)$
外来収益(千円)	298, 676	226, 638	215, 320	211, 962
77术収益(1円)		$(\triangle 72, 038)$	$(\triangle 83, 356)$	$(\triangle 86, 714)$
入院収益(千円)	61, 910	47, 518	56, 681	59, 565
八阮収益(1日)	61, 910	$(\triangle 14, 392)$	$(\triangle 5, 229)$	$(\triangle 2, 345)$
収支差 (千円)	∆ Q1 _44Q	$\triangle 142, 274$	$\triangle 141,395$	△127, 904
	\triangle 91, 449	$(\triangle 50, 825)$	$(\triangle 49, 946)$	$(\triangle 36, 455)$

^{※ ()} 内の数字はいずれも平成 18 年度と比較しての増減。収支差は市 (一般会計) からの負担 (繰出) 金額。

(所 管)

福祉保健部医療政策課、医療人材対策室

【保健・福祉・医療の充実】

3 佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する 支援について

佐世保市子ども発達センターの「療育部門」は、県北唯一の拠点施設として、県北地域の療育必要児や施設等に対し、医療サービスに加え、施設支援や家族への支援サービス等を安定して提供していく必要があることから、下記の事項につきまして格段の御高配をお願いいたします。

- 1 医師の派遣の継続
- 2 事業運営費に係る補助メニューの新設

(理由)

佐世保市子ども発達センターは、平成10年4月に開設以降、療育必要児やその家 族及び児の通う園や学校等の施設に対し、県立こども医療福祉センターと同様の役割 を果たしている一方で、その運営面では非常に厳しい現状にあります。

また、平成31年4月に本市を中心とした11市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」が形成され、広域都市圏ビジョンの具体的取組として療育機能の改善を位置づけていることから、県北地域を含む西九州北部地域の療育の拠点として、当センターは圏域を牽引していくため、その役割は重要性を増しています。

- 1 県立こども医療福祉センターからの医師派遣についてはご配慮いただいておりますが、佐世保市子ども発達センターにおいては、医師の定年退職に伴い後任者を補充できない状況が生じるなど、医師不足が切実な問題となっています。そこで、医師不足への抜本的な解決を図ることはもとより、これまでご協力いただいている医師派遣につきましても、その必要性を認識いただいたうえで、今後も継続していただきますようお願いいたします。
- 2 県におかれては、諫早市のこども医療福祉センターの運営を通じ、県内の発達 障がい児等にかかる療育環境の整備にあたり、一定の役割を果たされていること と存じますが、県北地域の住民にとっては、地理的な条件等から、佐世保市子ど も発達センターの役割に対する期待は、その利用者の増加に見られるように年々

高まっております。

一方で、当センターの設置にあたって、整備費の一部を補助していただくなど ハード面でのご支援を賜っておりますが、その運営にかかるソフト面においては、 人件費等をはじめ多大の経費を要するなど、厳しい状況にあることから、今一度、 県北地域で期待される役割に対し、より的確に応えるべく、事業運営費について の格段の御配慮をお願いいたします。

〈事業の概要〉

- 1 事業内容
 - (1) 療育部門
 - 診察・訓練

子どもの心身の発達障がいの問題について、医師の診察に基づく検査、訓練

- ② 児童発達支援事業 医師の診察に基づいた母子通園による小集団保育
- ③ 障害児等療育支援事業 県北地区の障がい児等を対象とした療育指導・相談及び施設訪問・指導など
- ④ 歯科保健相談 一般の歯科での受診が困難な児に対する健診及び相談
- (2) 親子交流部門(地域子育て支援センター事業) 親子交流スペースの提供や巡回子育て支援、育児相談・支援を実施

2 利用者実績

		年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	累計
親子	わいわい広	場		10, 973	9, 766	8, 767	8, 613	8, 496	7, 930	9, 010	9, 636	22, 954	23, 403	20, 080	242, 638
交流	シーユー・ ひまわり	のびのび・	すみれ・ツインズ・	8, 829	7, 866	6, 975	7, 589	6, 553	4, 908	5, 543	4, 549	3, 899	1, 515	1, 567	118, 155
部門	育児相談育	児講座		4, 676	3, 967	3, 521	3, 287	2, 740	2, 339	2, 787	2, 619	4, 643	3, 955	4, 001	58, 068
		初診		208	228	226	265	250	192	203	217	245	338	321	4, 721
			小児科	1, 241	1, 668	2, 041	2, 337	2, 676	3, 109	3, 457	3, 736	4, 130	4, 950	5, 222	48, 516
			小児心療科	992	1, 144	1, 232	1, 332	1, 134	12	-	-	-	-	-	6, 555
			耳鼻咽喉科	18	24	25	34	34	31	24	28	31	14	3	427
			整形外科	94	87	115	142	117	94	106	110	59	57	59	1, 801
	診療事業	再診	理学療法	2, 144	2, 228	2, 359	2, 384	2, 208	2, 229	2, 175	2, 119	2, 083	1, 900	1, 976	36, 124
	作業療法 	作業療法	2, 253	1, 939	2, 040	2, 189	2, 279	2, 073	1, 720	2, 190	2, 448	2, 410	2, 824	42, 247	
療			言語聴覚療法	1, 567	1, 297	1, 355	1, 506	1, 543	1, 413	1, 429	1, 601	1, 550	1, 655	1, 552	27, 258
育部			心理療法	482	591	618	674	677	313	316	368	452	652	740	7, 750
門			摂食・嚥下相談	15	14	18	15	19	18	13	16	18	11	15	227
			小計	8, 806	8, 992	9, 803	10, 613	10, 687	9, 292	9, 240	10, 168	10, 771	11, 649	12, 391	170, 905
			合計	9, 014	9, 220	10, 029	10, 878	10, 937	9, 484	9, 443	10, 385	11, 016	11, 987	12, 712	175, 626
	児童発達支 業) にこに		児童デイサービス事	1, 045	717	910	825	748	534	618	723	851	1, 012	983	22, 273
		訪問療育排	1導	310	277	281	271	272	244	238	209	238	236	330	4, 813
	障害児等 療育支援		外来療育指導	1, 519	1, 543	1, 578	1, 465	1, 510	1, 235	1, 465	1, 717	1, 889	1, 890	1, 973	32, 052
	事業	指導	歯科相談	10	40	38	61	57	70	75	72	62	62	49	954
		施設支援		269	326	315	292	301	319	289	298	375	327	372	4, 860

[※]わいわい広場、シーユー・のびのび・すみれ(旧のびのびパート2)・ツインズ・ひまわり、育児講座は、親子合計の利用者数。

(所管)

福祉保健部障害福祉課

[※]児童発達支援事業(旧 児童デイサービス事業)は平成15年度より開始。平成10~14年度は「すくすく広場」(療育支援)の親子合計の利用者数。

[※]累計は平成10年(開設時)からの利用者数の合計。

【安全を支える環境整備】

1 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について

本市の急傾斜地の現状を御理解いただき、<u>斜面の崩壊による被害から地域住民の生命を守ると共に、早急な民生の安定を図るため</u>、下記事項につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の所要の事業費確保
- 2 未整備箇所の早期着手及び施工中箇所の早期完成
- 3 防災・安全交付金事業採択要件の緩和に向けた取組
- 4 土砂災害危険区域からの移転助成制度の創設

(理由)

本市は斜面地の多い地形特性から危険な急傾斜地区が多く、全国トップクラスの 土砂災害警戒区域の指定が見込まれ、毎年降雨期には、がけ崩れが発生し多くの家 屋等が被害を受けております。

急傾斜地の崩壊対策事業につきましては、国の交付金による県事業と県の補助金による市事業で実施しながら、鋭意整備に努めているところでありますが、1地区当りに要する事業費が大きいこと、要望箇所が多いこと等により、危険箇所1,065箇所に対し整備完了箇所は279箇所で、整備率は26.2%という現状にあります。

長崎県国土強靭化地域計画においては、事前に備えるべき目標として「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」こととなっており、地域住民の安全安心に係る事業については、他の事業とは差別化を図り最優先で事業を推進していくべきと考えております。

急傾斜地崩壊対策事業は、斜面の崩壊による被害から地域住民の生命を守ると共 に、民生の安定に寄与する重要な事業であるため、国が推進する「防災・減災、国 土強靭化」の観点からも重点配分による所要の事業費確保と整備促進を強く要望す るものです。

また、本市においては、防災・安全交付金事業の採択要件を満たさない中小規模の対策要望が多いことから、大きな整備進捗が見込まれる県事業ではなく、市事業での採択となるケースが多く、県事業と市事業の要望箇所数と事業待ち年数には大きな開きがあり、整備進捗の阻害要因となっております。

<u>このようなことから、未整備箇所の早期解消のため、採択要件のひとつである保全人家戸数の地域特性に即した引き下げについて、国への働きかけをお願いするも</u>のです。

加えて、土砂災害危険区域からの居住移転が図られるよう、既存の「がけ地近接 等危険住宅移転事業」を補完する、新たな移転助成制度の創設をお願いするもので す。

〈事業の概要〉

1 県事業

未整備:日野地区など10地区

【事業費 約20億円(市負担金 約2億円)】

【着手までの待ち年数 約4年】

施工中:陣の内(2)地区など22地区(平成30年度末時点)

2 市事業

未整備:西郷地区など40地区

【事業費 約36億円 着手までの待ち年数 約7年】

施工中:長坂(16)地区など13地区(平成30年度末時点)

※急傾斜地崩壊危険箇所の状況

危険箇所数 1,065箇所(県内第2位、長崎県5,121箇所:全国第3位)

整備箇所数 279箇所(整備済217箇所+人工がけ62箇所)

整 備 率 26.2% (平成30年度末現在)

吉福地区

(着工前)



(完成)



(所 管) 土木部砂防課

【安全を支える環境整備】

2 特殊地下壕対策事業について

特殊地下壕対策事業につきまして、市民の貴重な生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、下記事項に格段の御高配をお願いいたします。

特殊地下壕対策事業の所要の事業費確保

(理由)

戦後70年以上が経過した今日、本市においては未だに数多くの特殊地下壕が存在しており、今後、陥没や崩壊等により、人的・物的被害を伴う事故が発生する恐れがあります。

市民の貴重な生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を確保するためには、国の補助事業である「特殊地下壕対策事業」を活用しての対策が不可欠なことから、特殊地下壕対策事業費の確保について要望するものです。

※特殊地下壕の状況

要対策箇所数 85箇所 (うち国庫補助対象:26箇所)

(平成19年度調査結果+新規箇所)

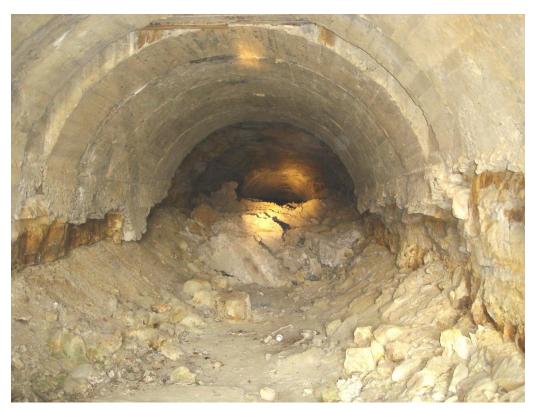
対策完了箇所数 67箇所 (うち国庫補助対象:19箇所)

(平成30年度末時点)

完 了 率 78.8% (平成30年度末時点)



壕口状況



壕内状況

(所 管) 土木部道路維持課

【安全を支える環境整備】

3 二級河川の整備促進について

本市内における二級河川の整備促進につきまして、格段の御高配をお願いいたします。

- 1 日野川の整備促進
- 2 早岐川の整備促進
- 3 相浦川の整備促進
- 4 河川内の河道掘削及び樹木伐採の計画的な実施

(理由)

1 日野川

本河川は、相浦川と合流する水門から約900mが低地盤、緩勾配、感潮河川で出水期に満潮と重なりますと沿川地域は、家屋の浸水及び農地や主要地方道佐世保日野松浦線の冠水を繰り返す常襲氾濫地帯となっております。

この状況の中で、平成3年度から事業着手がなされておりますが、内水浸水対策として市で実施する雨水排水施設整備と連携し、目標とされる平成35年の完成に向け、引き続き整備促進をお願いするものです。

2 早岐川

本河川は、川幅が狭く流下能力が低いため過去幾度となく洪水氾濫を起こして おり、昭和42年7月や平成2年7月の水害では、家屋の浸水及び農地の冠水被 害が発生しています。

特に、平成2年7月の水害では、出水期に満潮と重なり下流部の広い範囲に渡って浸水被害が発生しております。これらの水害を契機としまして、河岸を災害復旧などにより整備を実施されていますが老朽化は激しく、また、河川沿いには家屋が密集しており、川幅も狭いまま取り残されています。

このような状況の中で、平成26年度から事業着手がなされておりますが、平成30年7月の西日本豪雨では、氾濫危険水位を越え、避難指示も発令されるなど、河川沿いの住民にとっては危機的状況であったことを踏まえ、関連する市道の整備につきましては、最大限協力して参りますので、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

3 相浦川

本河川は、昭和23年9月の台風をはじめに度重なる水害が発生し、なかでも 昭和42年7月の洪水は、死者が出るなどの甚大な被害を受けており、河川の改 修事業が行われ中里橋から上流域にかけてはほぼ完了しておりますが、下流域は 河積が不足している状況となっております。

このような状況の中で、河口から中里橋までの河積が不足している区間の治水安全度の向上と総合的な治水対策が必要となっており、平成26年度から事業着手がなされておりますが、平成30年7月の西日本豪雨では、氾濫危険水位を越え、避難指示も発令されるなど、河川沿いの住民にとっては危機的状況であったことを踏まえ、早期完成に向け、より一層の整備促進をお願いするものです。

4 河川内の河道掘削及び樹木伐採の計画的な実施

本市内を流れる二級河川の一部におきまして、立木や暖竹などの繁茂及び土砂の堆積が見受けられており、平成30年7月の西日本豪雨では、本市においても、相浦川や早岐川が氾濫危険水位を越え、河川内の樹木等が障害となり河川氾濫の危険性も危惧される状況でありました。

近年の集中豪雨などを受け、市民の災害に対する意識がより一層高まっており、 河川断面を確保するためにも、河道掘削や樹木伐採が必要不可欠となっています。 このような現状を踏まえ、<u>防災・減災のための治水対策として、国が推進する</u> 「防災・減災、国土強靭化」の観点からも重点配分による河川内の河道掘削及び 樹木伐採のより一層の促進と計画的な実施についてお願いするものです。

〈事業の概要〉

1 日野川 L=1,840m

2 早岐川 L=1, 840m

3 相浦川 L = 5, 040 m

4 市内の二級河川数 N=47河川



日野川



早岐川





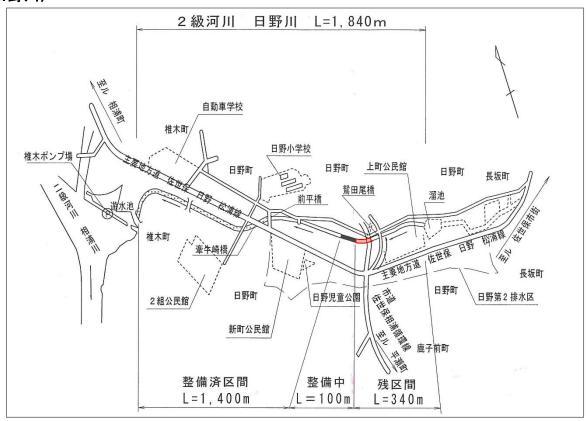
早岐川



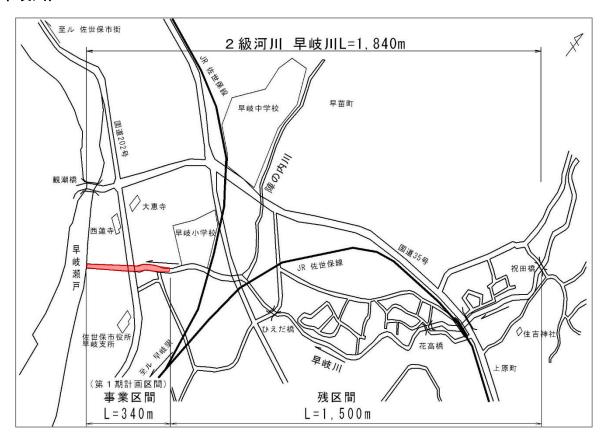


小森川

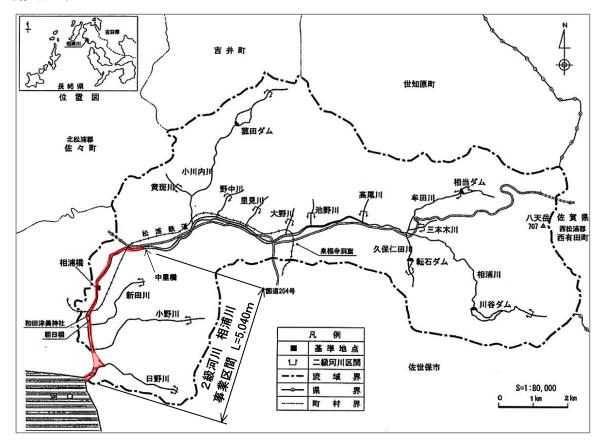
〈日野川〉



〈早岐川〉



〈相浦川〉



(所 管) 土木部河川課

【教育・文化の充実】

1 県北地域における文化芸術の振興について

県民が文化芸術に触れる機会の均衡と、県北地域の振興を図るために、 当地域における文化芸術の振興につきまして、格段の御高配をお願いい たします。

- 1 県北地域における長崎県美術館分館の整備
- 2 県北地域への文化芸術事業の積極的な展開

(理由)

1 県北地域における長崎県美術館分館の整備

県北地域の中心を担う佐世保市において、質の高い文化芸術を醸成するための 美術活動の拠点として、さらには、文化芸術によるまちの新しい価値や魅力の構 築を通じて地域振興を図る拠点として、新たな美術館は必要不可欠です。

県北地域住民に身近に文化芸術へ触れる機会を提供するためにも、当地域における長崎県美術館の分館の整備をお願いするものです。

2 県北地域への文化芸術事業の積極的な展開

県民が等しく文化芸術に触れる機会の均衡と、県北地域の文化芸術の振興を図るために本市が行う文化芸術事業に対し、新たな交付金の新設等による財政支援をお願いするものです。

(所 管)

文化観光国際部文化振興課

【教育・文化の充実】

2 県立武道館の機能拡充について

県北地域において、弓道競技の普及及び競技力向上を図るため、県立武 道館弓道場の遠的用競技施設の整備をお願いいたします。

(理由)

号道競技は、射位から的の中心までが28mの近的競技と射位から的の中心までが60mの遠的競技の2種目で行われます。佐世保市内には、平成元年9月に完成し、平成2年4月供用開始の長崎県立武道館号道場がございますが、近的競技専用施設であるため、遠的競技を行うことができません。

県民体育大会等の大会では、近的と遠的の2種目同時開催ができる施設が必要となりますが、県内では、長崎市と大村市の弓道場に近的と遠的の2種目同時開催できる屋内射場施設があるものの、佐世保市及び県北地域にはございません。

現在、佐世保市内で市民体育祭等の大会を開催する場合は、長崎県立武道館弓道場近くの学校施設のグラウンドに特設射場を設置のうえ開催しているのが実状であり、日常的に遠的競技の練習はできない状況です。

佐世保市及び県北地域の弓道競技の普及・競技力向上のためにも、県立武道館弓 道場(近的競技場)周辺に遠的用弓道場の公式競技施設整備をお願いするものです。

(所管)

教育庁体育保健課

【教育・文化の充実】

3 地域ニーズに即した高等学校教育の充実について

地域の高等学校教育につきましては、地域のニーズに即した造船関連技術を学べる環境の整備をお願いいたします。

(理由)

佐世保市を含む県北地域は、造船業を基幹産業としており、多くの造船関連事業所が立地し、高度な造船技術が集積している地域となっています。

しかし、造船業界においては今後ますます、産業を支える人材が不足し、ベテランの技術及び経験の伝承が困難な状況となり、今後の業界そのものの縮小も懸念され、佐世保市等の地域経済に大きな影響を与えることが考えられます。

このことから、造船関連の基礎的技術を身につけ、市内産業や地域経済を支える貴重な即戦力として、さらにはベテランの技術を継承する後継者としての人材育成が早急に求められます。

このような状況の中、平成30年度末で佐世保市内の工業高等学校の材料技術 科が閉科となっています。

長崎県の人口異動状況を見ると、 $15\sim24$ 歳の層での転出超過 (H30.1. $1\sim$ H30.12.31 \triangle 4,808人) が突出しており、若年層の進学・就職による県外流出が長崎県の人口減少に強く影響していることは明らかであります。

高等学校における地域産業に根差した教育をもとに、地域産業に愛着を持ち地域経済の発展を願う人材の育成は、今後の佐世保市、ひいては長崎県の産業振興につながるものと考えます。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、基本姿勢として「人財立 県」を推進すると示されており、本県の宝である人財が県内で大いに活躍できる よう産学官が連携し、学校教育や産業人材教育の充実を図ることが、地方創生に とって重要であります。

そのため、佐世保市内の高等学校に、地域のニーズに即した、県北地域の造船業を担う人材育成のため、造船コースの設置などの学科再編等をお願いするものです。

(所管)

教育庁総務課県立学校改革推進室

(関係部局)

產業労働部若者定着課

【快適な生活と交流を支える基盤整備】

1 幹線道路の整備促進について

幹線道路の整備促進と事業費の確保につきまして、格段の御高配をお 願いいたします。

1 交通渋滞対策事業

- (1) 一般国道202号(浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間)の4車線化の整備促進
- (2) <u>都市計画道路 春日瀬戸越線(春日町交差点〜泉福寺交差点間)</u> の整備促進
- (3) 一般県道俵ケ浦日野線の不良区間(赤崎陸橋交差点〜船越町) の改良実施
 - ※特に赤崎陸橋~泉水田バス停間の早期改良
- (4) 一般県道平瀬佐世保線(広田工区)の整備促進
- (5) 一般国道204号 (田原交差点) の整備促進

2 広域連携促進事業

- (1) 一般県道佐世保世知原線(板山トンネル [仮称]) の整備促進
- (2) 主要地方道佐々鹿町江迎線(鹿町工区)の整備促進

(理由)

1 交通渋滞対策

本市の道路体系は、国道や県道などの幹線道路を中心に構成されており、これらの路線には市民をはじめ来訪者の交通の集中が見られます。

特に、早岐地区や大野地区などの商業・住宅集積地の交通が集中する交差点や 鉄道踏切においては、長崎県交通渋滞対策協議会の主要渋滞箇所に指定されるな ど、著しい渋滞が見られます。

また、大型国際クルーズ船の寄港の本格化に伴い、観光バスの増加による道路の渋滞が見られ、特に、佐世保港浦頭地区から市内へのアクセス路となる国道202号浦頭交差点から西海パールライン入口交差点間の2車線区間のほか、市中心部から俵ケ浦半島までのアクセス路となる一般県道俵ケ浦日野線においては、観光バスの離合に支障をきたす不良区間もあり、さらなる渋滞や事故が懸念されます。

交通渋滞は、沿線地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼすことから、渋滞

対策としての事業推進についてお願いするものです。

2 広域連携促進事業

連携中枢都市圏構想においては、中核となる市と周辺の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会を維持するための拠点形成が目的とされています。平成31年4月、将来に向けた地域経済・社会の一体的かつ持続的発展を図るため、本市を中心とした11市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」を形成しており、連携を支える幹線道路の整備促進についてお願いするものです。

〈事業の概要〉

- 1 交通渋滞対策事業
 - (1) 一般国道202号(浦頭交差点~西海パールライン入口交差点間)

概要: 佐世保港浦頭地区における国際クルーズ船の就航による観光バスの増加に伴う交通渋滞緩和を図るための4車線化事業

令和元年度 用地買収・工事実施予定

(2) 都市計画道路 春日瀬戸越線(春日町交差点~泉福寺交差点)

概要:大野地区を中心とした佐世保市北部地区の交通渋滞緩和を図るための 現道拡幅及び道路新設事業

令和元年度 測量・設計実施予定

(3) 一般県道俵ケ浦日野線の不良区間(赤崎陸橋交差点〜船越町)

概要: 俵ケ浦半島への周遊観光バスの増に伴う交通渋滞緩和を図るための改 良事業

令和元年度 測量・設計実施予定

(4) 一般県道平瀬佐世保線(広田工区)

概要:早岐・広田地区の交通渋滞緩和を図るための道路新設事業 令和元年度 用地買収実施予定

(5)一般国道204号(田原交差点)

概要:田原交差点の渋滞解消を図るための交差点改良事業

令和元年度 用地買収実施予定

2 広域連携促進事業

(1) 一般県道佐世保世知原線(板山トンネル [仮称])

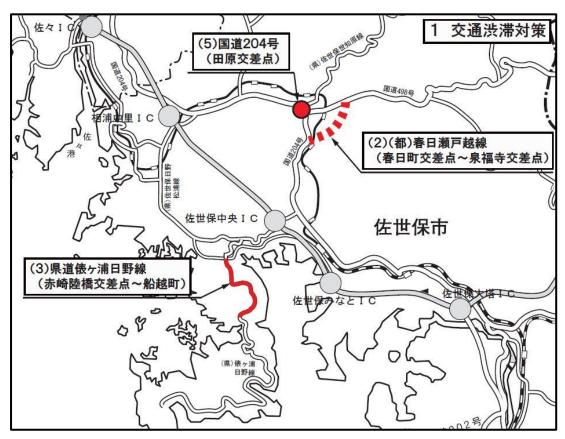
概要:松浦市、旧世知原町、佐世保市中心部を最短ルートで結び、広域的な連携を可能とするための道路新設事業

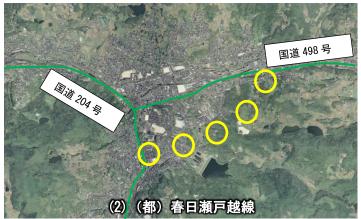
令和元年度 工事実施予定

(2) 主要地方道佐々鹿町江迎線(鹿町工区)

概要:延伸される西九州自動車道のICと鹿町町、小佐々町を結び、広域的 な連携を可能とするための道路新設事業

令和元年度 用地買収、工事実施予定



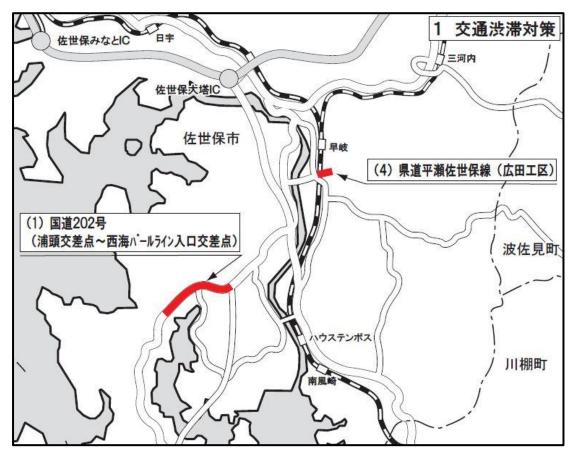






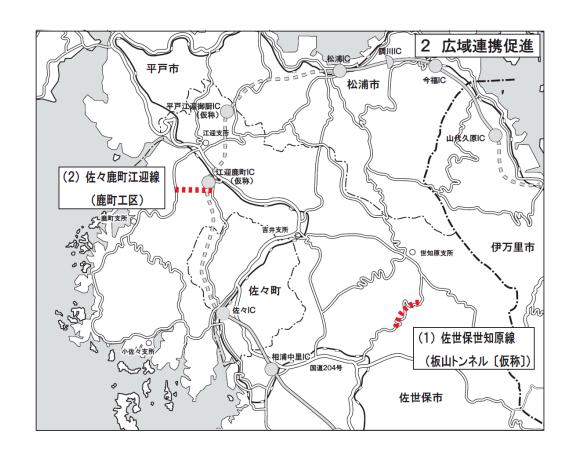








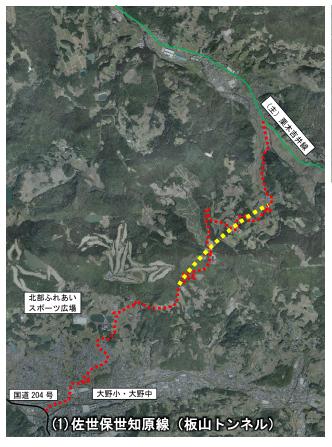




鹿町小

(2)佐々鹿町江迎線 (鹿町工区)

北松中央病院



(**所 管**) 土木部道路建設課、道路維持課、都市政策課

【快適な生活と交流を支える基盤整備】

2 都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の 渋滞・交通安全対策とまちづくりについて

都市計画道路 佐世保縦貫線(国道35号)の渋滞・交通安全対策とまちづくりにつきまして、格段の御高配をお願いいたします。

佐世保縦貫線(国道35号:潮見交差点付近〜福石町交差点)の 渋滞・交通安全対策および沿線における面的整備

(理由)

佐世保縦貫線は、本市の骨格となる主要幹線道路で、公共交通機関を含めた多くの交通が集中する重要な都市計画道路です。昭和4年の都市計画街路網認可により整備が進められ、昭和20年の全線開通の後、昭和21年に都市計画決定した戦災復興事業として、城山町から潮見交差点付近まで幅員を6車線として拡幅整備されました。しかしながら、潮見交差点付近から福石町交差点間(710m)につきましては、6車線とする都市計画決定から70年以上が経過した今日においても拡幅されておらず、一日約5万台の交通量の中、バスベイや交差点の右折レーンも十分ではないため、慢性的な渋滞や事故が発生していることから、周辺道路にも影響しており、市民

の安全な生活や社会・経済活動へ影響を及ぼしています。

この対策の一つとして、平成30年3月に並行する西九州自動車道の4車線化が事業化され、厚く感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、新たに公表された最新交通量データによる将来交通量推計において、新規事業化された西九州自動車道の4車線化を考慮した場合、佐世保縦貫線は現在の4車線でも基準としては対応できるものの一定の交通量は残り、現道にバスベイや右折レーンがないため、バスの停車や右折車両による通行阻害に起因する渋滞や事故の発生等、現道の課題解決には至らないことが推測されます。併せて西九州自動車道の施工時には本線および高架下の県道を長期にわたり大規模な通行規制が行われることが想定されており、さらなる渋滞や事故が懸念されるところであります。

また当区間沿線は、佐世保駅に近い本市の玄関口に位置し、非常にポテンシャルが高い地区であり、過去には商店街であったにもかかわらず、長年の建築制限により土地の高度利用ができておりません。このため当該地の空き店舗を含む空き家率は、約29%にも達している状況であり、地権者への影響のみならず都市形成上の課題も顕著になっています。

これらの諸課題を解決するためには、まず、現道について安全で円滑に通行できるようバスベイや右折レーンを設置していただくこと、および都市計画決定の幅員を6車線から現道の4車線へ変更していただき、市が沿線における面的整備も含めたまちづくりを行うことで道路の渋滞解消や事故の減少のみならず、本市の玄関口に相応しい活気のあるまちづくりにも繋がるものと期待しています。

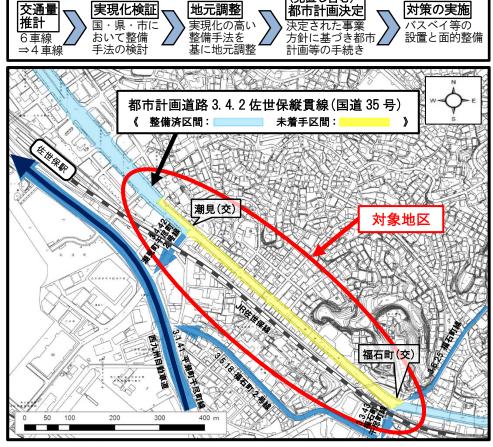
長崎県におかれては、県北の主要幹線道路でありながらも多くの課題を抱える当路線について、都市計画道路の決定権者として、渋滞・交通安全対策に積極的に関与いただくことを強く要望するものです。また、沿線における面的整備も含めた実現性の高いまちづくりの整備手法の検討やその実現についても御支援と御協力をお願いいたします。

〈事業の概要〉

■対策の実施までのフロ-

- 佐世保縦貫線都市計画決定年 昭和21年(延長L=8,540m、幅員W= $3.6 \,\mathrm{m}$
- ・決定延長の内、未着手区間延長L=710m、未着手区間平均幅員W=20m
- ・本要望は、佐世保縦貫線について、現道幅員(4車線)での都市計画の変更と、 バスベイ・右折レーンの設置および沿線における面的整備を要望するものです。

(見直し含む)





度利用が図られている (写真奥) が、手前の未着手区間は高度 利用が図られておらず、駅前にふさわしくない現状です。

佐世保縦貫線中央付近より中心市街地側(佐世保駅側)を望む

(所管)

土木部都市政策課、道路建設課

【快適な生活と交流を支える基盤整備】

3 地域の足であるバス等に対する支援の拡充について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等 の維持を図るため、県交通政策の観点からも公共交通の維持確保に向け、 支援の拡充をお願いします。

- 1 路線バスにおける県単補助制度の補助要件について、特に国が先行 して廃止を行った路線長・経常収支率における補助要件の緩和
- 2 利用者の確保が年々厳しくなる路線バスの<u>輸送人員における補助</u> 要件の緩和
- 3 今後取組の強化が必要となる<u>交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行について、現行の国の補助制度に合わせた、県の協調補助の実施</u>

(理由)

平成14年2月に改正道路運送法が施行され、路線バス事業の需要調整規制が廃止されたこと等を契機として、不採算路線からの事業者の撤退が進んでおります。

このことにより、市町は生活交通の確保方策について主体的に取り組むこととなり、かつ、必要不可欠な路線を維持する場合、多額の財政負担を伴うこととなりました。

こうした中、国においては積極的に公共交通の維持確保に向けて取り組まれており、 平成23年度には補助要件の緩和が実現しています。しかし、県単独補助の補助要件 は現状に則した見直しが行われておらず、従来の国の基準と同等の厳しい補助要件の ままとなっています。そのため、国の補助制度の対象外となった路線は、県単独補助 制度も対象外となる可能性が高く、その場合、市に多額の財政負担が発生することに なります。よって、県単独補助要件の緩和をお願いするものです。

また、交通不便地区対策については、国の補助制度しかなく、今後取組の拡充を図っていく上で、市の財政負担が大きくなっているところです。

コミュニティバス等の運行による交通不便地区対策は、既存のバス路線への連絡というフィーダーの役割を担っており、バス路線の維持という観点からも有効な手段であることから、現行の国の補助制度に合わせ、県も協調補助を行っていただきますようお願いいたします。

〈事業の概要〉

(1) 現況 (H30.11月時点)

【地方バス路線維持対策】

- ・広域的幹線的路線(国・県・市補助)2路線(妙観寺線、菰田世知原線)
- ・長崎県生活バス路線(県・市補助)1路線(宇久線の一部)
- ・廃止代替バス路線(市補助)3路線(世知原松浦線、口木線、宇久線の一部)

市の欠損補助実績額(平成29年10月~平成30年9月運行分) 37,404千円

※菰田世知原線は国庫補助要件を満たすことができず、令和元年度から国庫 補助を受けられなくなる。

世知原松浦線は平成26年度から国だけでなく県の補助要件も満たすことが出来ず、市単独補助となっている。宇久線4号系統は平成25年度から 県単独補助を外れて市単独補助となっている。

【交通不便地区対策】

- ・実施地区 8地区 (実施中:中通・大野・世知原・三川内・小佐々・柚木) 江迎・吉井 平成30年度実施:黒髪
- ・運行形態 路線定期運行型(超小型バス、ジャンボタクシー) 予約制乗合タクシー(一般タクシー)
- ・運行に伴う市の欠損補助見込み額(平成29年度) 6,350千円
- ・今後の取組予定 平成30年度まで、全19地区のうち15地区の取組を目指す。(15地区のうち上記8地区は実施済み)
- (2) 地方バス路線維持対策に係る補助制度の概要
 - ① 国の補助制度(上記2路線が適用) 複数市町村にまたがり、運行回数1日3回以上、輸送量が1日当たり15~ 150人で都道府県庁所在地、広域行政圏の中心にアクセスする路線 ほか
 - ② 県の補助制度(上記1路線が適用) 路線長10km以上、運行回数1日3回以上、輸送量が9~150人/日、経 常収益が経常費用の11/20以上の路線
 - ③ 市の補助制度(上記3路線が適用) 区間キロが2km以上、運行回数1日3回以上、1回あたりの乗降者数4人以上、廃止対象のバス停から2km以内に他の代替路線もしくは代替輸送機関(タクシーを除く)がない。

(所管)

企画振興部新幹線 · 総合交通対策課

【快適な生活と交流を支える基盤整備】

4 地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための 支援策の充実について

地域鉄道である「松浦鉄道」の施設整備に関しまして、鉄道の安全運行の確保のため、以下について国への働きかけを強く要望いたします。

さらに、「松浦鉄道」は、佐賀県・長崎県に跨る広域鉄道であることを 考慮し、沿線自治体における中心的かつ積極的な県の役割を果たしてい ただきますようお願いいたします。

- 1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- 2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ
- 3 同事業における地方負担に係る財源措置

(理由)

戦後建設された各種構造物の老朽化が全国的な問題として報道されている昨今、松浦鉄道が保有するトンネルや橋梁等の鉄道施設の多くは、旧国鉄時代に建設されたもので、今後経年劣化の加速が懸念されることから、安全確保のための施設整備の必要性をますます強く感じているところです。

また、北松浦半島地域の生活の足として利用されている松浦鉄道は、沿線に玄海原子力発電所に近接する地域もあり、同原発の事故等の非常時には、住民の避難のための手段としての重要な役割も担っていることから、その存続のためにも施設整備の継続は必要と考えております。

松浦鉄道では、平成26年度から10年間の新たな整備計画を策定され、多額の費用負担を要することが見込まれることから、以下について県から国への働きかけをお願いするものです。

1 国の要綱に定める補助率上限での補助交付

これまで、施設整備の補助制度においては要綱に基づく確実な補助額が受けられない場合があり、特に車両全般検査については、今後も補助金の配分が厳しい見通しであることが示されており、これらの減額された額については、基金の取り崩し等で対応を余儀なくされている実情があります。

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要 不可欠であるため、国の要綱に定める補助対象経費全てについて、補助率上限で の補助交付が受けられるよう、十分な予算措置を講じられることをお願いします。

2 地域鉄道支援に関する国庫補助事業における補助率の嵩上げ

松浦鉄道は、昭和63年にJR松浦線を引き継いで以来、経営努力を重ねてまいりましたが、少子化やマイカー志向などにより、厳しい経営を余儀なくされております。

保有する鉄道施設のほとんどは旧国鉄時代に建設されたものであり、老朽施設を多数抱えていることから、鉄道の安全運行のためには、老朽施設の更新等の整備が必要です。

平成28年度から地域鉄道支援に関する国庫補助は、鉄道施設総合安全対策事業、地域公共交通確保維持改善事業、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の三事業に分けて支援が行われましたが、現行の補助率での整備は、経営が苦しい事業者及び事業者を支援している地方自治体には大きな負担となるため、補助率の嵩上げをお願いします。

3 同事業における地方負担に係る財源措置

地域鉄道支援に関する国庫補助事業では、地方自治体の協調補助要件は不要となりましたが、協調補助の有無・規模が、事業採択・補助交付の際には勘案されることとなっております。

平成25年度から新たに地域鉄道の施設更新費用の自治体負担に対する交付 税措置が図られておりますが、財政力が弱い地方自治体が支援を行う際には、残 念ながらまだ十分な措置とは言えないのが実情です。

老朽化が著しい施設の更新を円滑に行うためにも同事業における地方負担に 係る更なる財源措置の拡充をお願いいたします。

〈事業の概要〉

松浦鉄道㈱施設整備事業計画

(1) 概要

マクラギ交換、レール・分岐器重量化、橋梁・トンネル整備、通信設備更新など、 鉄道の安全運行に資する事業を10年計画で実施する。

(2)期間

平成26年度(2014年度)~令和5年度(2023年度)

(3) 事業費総額

約25億円

(所管)

企画振興部新幹線 · 総合交通対策課

